

令和 8 年度第 1 回戸田市障害者施策推進協議会 次第

日時：令和 8 年 7 月 3 0 日（木）

午後 2 時から午後 4 時まで

場所：戸田市役所 5 階 5 0 1 会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 会長及び副会長の選出

4 会長あいさつ

5 諮問

6 議 事

議題 1 戸田市障がい者総合計画の進捗管理について（資料 1）

議題 2 戸田市障がい者総合計画中間見直しについて（資料 2）

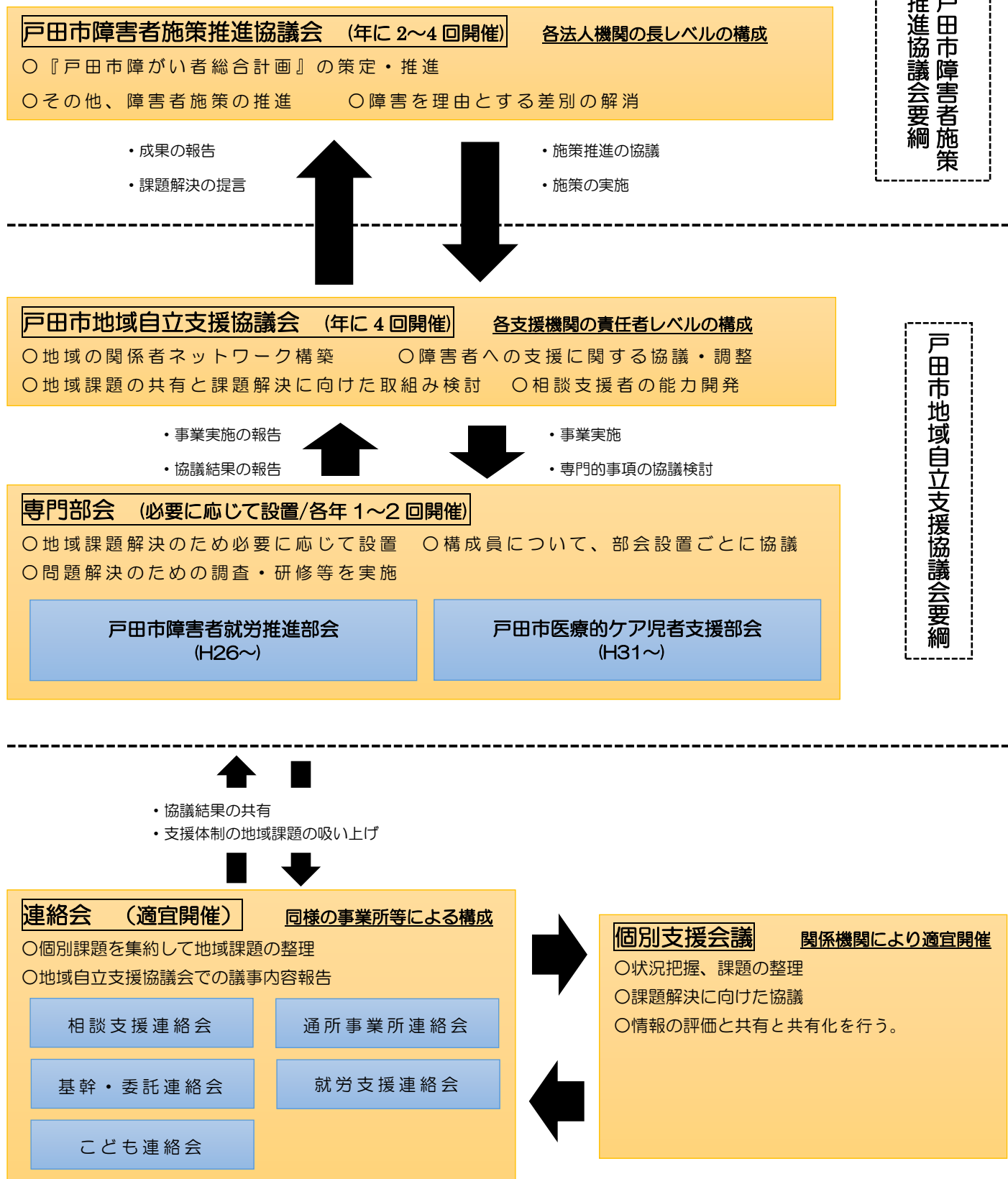
7 報 告 中間見直しアンケートの実施について（資料 3）

8 その他

9 閉 会

※本協議会においては戸田市障害者施策推進協議会を「施策協」、戸田市地域自立支援協議会を「自立協」と称し、それらを略称として用います。

戸田市 障害者支援協議会組織 体系図



戸田市障がい者総合計画における障がい者施策の進捗管理について

戸田市障がい者総合計画は、「戸田市障がい者計画（計画期間：R6年度～11年度）」、「第7期戸田市障がい福祉計画（計画期間：R6年度～8年度）」、「第3期戸田市障がい児福祉計画（計画期間：R6年度～8年度）」の3計画から構成されています。

障がい者総合計画では、次の項目に関して1年に1回進捗管理を行うこととしています。

- 1 戸田市障がい者計画において重点項目とした施策
- 2 第7期戸田市障がい福祉計画における成果目標・活動指標
- 3 第3期戸田市障がい児福祉計画における成果目標・活動指標

1 戸田市障がい者計画において重点項目とした施策について

（1）障がい者計画の基本方針

方針1：ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち

方針2：地域で自立して暮らせるまち

方針3：健やかな育ちと学びのまち

（2）施策の体系

基本方針1 大施策15、中施策28（重点項目は14）

基本方針2 大施策17、中施策34（重点項目は12）

基本方針3 大施策4、中施策11（重点項目は6）

（3）重点項目

計画では、重点的に取り組むべき項目として5つを定めています。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ①相談支援・情報提供体制の充実・強化 | 2つの中施策が該当 |
| ②障がいのある人の権利擁護の推進 | 9つの中施策が該当 |
| ③地域生活を送るための支援の充実 | 9つの中施策が該当 |
| ④就労・社会参加支援の充実 | 5つの中施策が該当 |
| ⑤障がい児支援の提供体制の充実 | 6つの中施策が該当 |

（4）各重点項目の評価

資料1-2「進捗管理シート」を参照

評価基準 A：達成、B：未達成、C：当初予定していた内容を変更し実施

2 第7期戸田市障がい福祉計画について

(1) 戸田市障がい福祉計画の概要

本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

(2) 成果目標及びその実績

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定しています。

成果目標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (95ページ参照)	令和8年度末までの地域生活への移行者数 目標値：4人 実績値：0人
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (96ページ参照)	令和7年度末において構築に向け協議継続（※令和7年度までの年度目標を掲載） ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 目標値：2回 実績値：2回 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数 目標値：1回 実績値：1回 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数 目標値：19人 実績値：19人 ・精神障がい者の地域移行支援の利用者数 目標値：4人 実績値：0人 ・精神障がい者の地域定着支援の利用者数 目標値：4人 実績値：0人 ・精神障がい者の共同生活援助の利用者数 目標値：49人 実績値：77人 ・精神障がい者の自立生活援助の利用者数 目標値：2人 実績値：0人 ・精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数 目標値：9人 実績値：30人
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (97ページ参照)	・地域生活支援拠点等の確保 設置済み ・検証及び検討の実施回数

	目標値：１回 実施値：６回 ・コーディネーターの配置人数 目標値：４人 実施値：４人 ・強度行動障がい有者への支援体制の整備 目標値：実施 実施値：未実施
４ 福祉施設から一般就労への移行等 (９９ページ参照)	・福祉施設から一般就労への移行者数 目標値：１８人 実績値：１９人 ・就労移行支援事業から一般就労への移行者数 目標値：１４人 実績値：１４人 ・就労継続支援事業（Ａ型）から一般就労への移行者数 目標値：２人 実績値：１人 ・就労継続支援事業（Ｂ型）から一般就労への移行者数 目標値：２人 実績値：４人 ・一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数 目標値：２０人 実績値：３４人 ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が５割以上の事務所の割合 目標値：１箇所 実績値：０箇所
５ 相談支援体制の充実・強化等 (１００ページ参照)	・基幹相談支援センターの設置 設置済み ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 目標値：１５０件 実績値：４７件 ・相談支援事業者の人材育成の支援件数 目標値：２００件 実績値：７件 ・相談機関との連携強化の取組の実施 目標値：５０回 実績値：５８回 ・個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 実施
６ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (１０１ページ参照)	障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行うとともに県が実施する研修等へ積極的に参加した。 ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 目標値：２５人 実績値：２７人 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果 目標値：１回 実績値：０回

※令和８年３月３１日現在

３ 第３期戸田市障がい児福祉計画について

(1) 戸田市障がい児福祉計画の概要

本市の障がい者総合計画の実施計画に相当する計画です。国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

(2) 成果目標及びその実績

障がい児支援の提供体制の確保に関して、令和8年度を目標年度とする成果目標を設定しています。

成果目標	
1 障害児支援の提供体制の整備等 (107ページ参照)	・ 児童発達支援センターの設置 設置済み ・ 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築 実施 ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 設置済み ・ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 目標値：5人 実績値：6人（配置済み） ・ 児童発達支援事業所の確保 目標値：1か所 実績値：4か所（確保済み） ・ 放課後等デイサービス事業所の確保 目標値：2か所 実績値：6か所（確保済み）

※令和8年3月31日現在

戸田市障がい者総合計画における障がい者施策の進捗管理について（重点施策）

令和 8 年 7 月 3 0 日
戸田市障害者施策推進協議会 資料 1 - 2

基本方針 1	ともに支え合い、自分らしく暮らせるまち			
	障がいのある方もない方も、ともに支えあって暮らしていくためには、障がいについての理解を広め、差別や偏見をなくし、また災害時にも助けあえる関係を築いていく必要があります。 また、障がいのある方が自分らしく暮らしていくには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。 そのため、障がい理解の啓発活動を推進していくとともに、円滑にサービスにつなげる相談支援や障害福祉サービスの充実・質の向上に取り組みます。また、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。			

施策		1－1 情報提供体制の充実【掲載頁55P】			
1-1-1 情報提供体制の充実		多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。			
主な事業		担当課	令和 7 年度の実施状況	評価	評価理由
1	制度改正の周知促進	障害福祉課	相談支援連絡会を隔月で実施し、関係機関及び市内の相談支援専門員に対し、制度改正の周知を図った。	A	早期に制度改正の周知及び改正後の運用に関する意見交換を行うことができた。
2	障害福祉サービス等の利用促進	障害福祉課	新たな障害福祉サービスも含め、日々の相談業務の中で利用促進を図った。	A	日常的に相談員と連携し、障害福祉サービス等の利用促進を図ることができた。
3	「障害者福祉のしおり」、「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	障害福祉課	障害者福祉のしおりについて、従前の「手帳・手当・医療編」「サービス編」を 1 冊にまとめ、市民が見やすいように工夫した。 広報においては、障害者特集を実施。また、ホームページにおいては、コミュニケーションボードや障がいのある方が安心して暮らすためのパンフレット等の発信を行った。手話言語施策の推進や心と情報のバリアフリーにおいてYouTube、Twitter等のメディアの活用を行った。	A	広報や市ホームページ等、多様なメディアを活用し、周知・啓発を図ることができた。

施策		1－2 相談支援体制の充実【掲載頁55P】			
1-2-1 相談支援体制の充実		障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確率を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。			
主な事業		担当課	令和 7 年度の実施状況	評価	評価理由
4	基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の連携強化	障害福祉課	相談支援連絡会の開催及び研修の実施を通して、情報共有及び資質向上に努めた。	A	情報共有の場を設け、円滑な相談支援の実現に向けた連携強化を図った。
5	相談支援事業所の増設の検討	障害福祉課	各相談支援事業所のケース件数を把握し、増設の必要性の検討を図った。 また、既存の相談支援事業所間でのケース引継ぎに関して必要に応じて市として調整を図った。	A	相談支援事業所数については、令和 7 年度中の増加はなかったが、ケース件数の把握や、増設の必要性について検討を図った。
6	ケアマネジメント体制の確立	障害福祉課	障害福祉サービス利用者に対して、併せて計画相談支援事業所を利用する手順を確立し、必要なサービスに対するマネジメントがなされている。	A	新規利用者については、申請時に必ず相談支援事業所を案内し、相談支援専門員にサービスの調整を図っていただくよう促した。
		健康長寿課	介護支援専門員による被保険者に対する自立支援に向けた適切なサービス計画の立案への支援を実施している。	A	事業者からの問い合わせ等があった場合、適切なケアマネジメントについて助言等を行った。
7	ピアカウンセリングの活用	障害福祉課	心身障害者福祉センターにて、こころの健康サロンを行い、こころに不安を抱えている方が憩い、交流する場を儲け、ピアカウンセリングを実施した。	A	ピアカウンセリングの取組を行った。
		健康長寿課	介護支援専門員等による適切な相談ができるよう支援している。	A	事業所からの問い合わせ等があった場合、必要に応じて情報提供を行った。

施策		1－3 障がいを理由とする差別の解消【掲載頁56P】			
1-3-1 障害者差別解消法の啓発・適切な運用		障害者差別解消法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。			
主な事業		担当課	令和 7 年度の実施状況	評価	評価理由
8	戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用	障害福祉課	障害者差別解消法等の周知啓発を目的とした、事業者向け研修会を川口市、蕨市と共催で開催した。	A	法や条例の推進に向け、事業を実施することができた。
		人事課	新規採用職員研修内の「人権研修」、専門研修「バリアフリー研修」、「障害理解促進研修」を実施し、障害者差別解消法や対応要領の啓発を行った。	A	研修を行い、啓発を継続しているため。
9	市民向け・事業者向け研修の実施	障害福祉課	障害者差別解消法の啓発活動を出前講座等で実施するとともに、主に小学生向けに、障がい者の気持ちに寄り添ってサポートするための「心と情報のバリアフリー」についての啓発活動を行った。	A	令和 7 年度は希望する 5 校に対し実施し、「障がい」とは何かや白杖体験、手話について講義し、理解を深めるきっかけとなった。

1-3-3 戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発・適切な運用		条例を施行し、普及啓発と適切な運用を実施していきます。			
主な事業		担当課	令和 7 年度の実施状況	評価	評価理由
12	条例及び共生社会づくりに係る周知啓発活動と理解促進	障害福祉課	障がいや障がい者に関する理解を深めることを目的としたパンフレットによる継続的な周知啓発を行った。	A	継続的な周知を行った。

施策		1－4 障がいのある人への虐待対応				【掲載頁56P】
1-4-1 障がいのある人への虐待対応		障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
13	障害者虐待防止センターを中心とした虐待予防及び早期発見に向けた取組強化	障害福祉課	令和3年10月には、障害福祉課設置の障害者虐待防止センターを障害者基幹相談支援センターに業務委託し、連携対応による体制強化を実施した。令和7年度は虐待受付件数30件（うち虐待認定数は9件）であり、関係機関と引き続き、連携を密にし、迅速な対応ができるよう体制を整えている。	A	戸田市障害者基幹相談支援センターと連携を取り、虐待があったケースについて迅速に対応ができているため。	

施策		1－7 見えにくい障がいへの理解				【掲載頁57～58P】
1-7-1 内部障がい・聴覚がいへの理解		外見からは障がいがあることが見えにくい・分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
20	内部障がいに対する理解促進	障害福祉課	ヘルプカードやハート・プラスマークを配布することで、内部障がいの方が周囲から理解を得られるように努めている。	A	ヘルプカードやハート・プラスマークを配布した。	
21	聴覚障がいに対する理解促進	障害福祉課	課内に手話通訳者を配置することで、当課のみならず、他課での手続きも円滑に行うことができる体制づくりがなされている。	A	手話通訳者を設置して当課だけでなく他課に対しても手続きが出来る体制とした。	
22	ヘルプマーク及びハート・プラスマークへの普及・啓発	障害福祉課	ヘルプカードやハート・プラスマークの他、埼玉県でも平成30年7月からヘルプマークの利用促進を進めており、戸田市においても市障害福祉課及び福祉保健センターにて配布を行っている。	A	ヘルプマークの利用促進を進めており、戸田市においても市障害福祉課及び福祉保健センターにて配布を行っている。	

1-7-2 発達障がい・高次脳機能障がい等の理解		学習（LD）、注意欠陥／多動性（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
23	発達障がいに対する理解促進	障害福祉課	各県からの通知を関係各課や関係機関へ周知している。ホームページに「発達障害とは」のページを創設し、発達障がいに対する理解を促した。	A	ホームページに「発達障害とは」のページを見直し、発達障がいに対する理解を促せた。	
24	高次脳機能障がいに対する理解促進	障害福祉課	県からの各通知を関係各課や関係機関へ周知している。職員において、高次脳機能障害にかかる研修に参加し、理解を深め、相談業務に生かしている。ホームページや広報誌にて、理解促進、各相談機関の周知に努めている。またケースに応じ、介護保険の分野との連携に努めている。	A	ホームページや広報誌にて、理解促進、各相談機関の周知に努めている。またケースに応じ、介護保険の分野との連携に努めた。	

1-7-3 交流の促進		地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
25	市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	障害福祉課	障害福祉課窓口にて、会報やパンフレットなどにより案内をしている。また、例年商工祭において、市内精神保健福祉団体の出店に協力し、団体の周知に協力した。文化芸術活動において、市内の障害児者施設からの作品を市役所や文化会館等で展示を行った。	A	商工祭では市内精神保健福祉団体の出店に協力し団体の周知に協力した。また、市内の障害児者施設からの作品を市役所および博物館にて展示を行い市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進を図った。	
		協働推進課	令和7年度の戸田ふるさと祭りで、障がい者団体による出店準備をすすめていた。	A	結果的に出店はなされなかったが、障がい者団体へ非公募出店の枠をご案内をする等、出店準備を進めていたため。	
		障害福祉課関係機関	戸田市・戸田市社会福祉協議会・戸田市社会福祉事業団の共催による、戸田市健康福祉の杜まつりへの参加。	A	登録ボランティアグループや関係団体等25団体が参加をし、そのうち障害に関する団体が11団体参加しました。うち、4団体が販売も行った。 ○戸田市健康福祉の杜まつりへの参加 講座・教室参加者作品の展示 ブース来訪者： 1 7 3名	
26	福祉施設と地域住民との交流促進	障害福祉課	福祉の杜祭り等、地域住民と共生するようなイベントの周知に協力した。また、戸田市・戸田市社会福祉協議会・戸田市社会福祉事業団の共催による「戸田市健康福祉の杜まつり」へ参加し、地域住民の障害に関わる悩みなどを受ける相談事業を行い、地域住民の抱える問題を知ることができた。	A	福祉の杜祭り等、地域住民と共生するようなイベントの周知に協力し、福祉の杜祭りでは地域住民の障害に関わる悩みなどを受ける相談事業を行うなど福祉施設と地域住民との交流を促進した。	
		障害福祉課関係機関	戸田市・戸田市社会福祉協議会・戸田市社会福祉事業団の共催による、戸田市健康福祉の杜まつりへの参加。 障がい者施設（福祉作業所もくせい園、特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋）と連携し、心身障害者福祉センター内で当該障がい者施設の授産製品販売会を開催。	A	福祉作業所もくせい園、心身障害者福祉センターと連携をし、健康福祉の杜まつりにて、創作作品の展示や自主製品の販売を行った。 ○戸田市健康福祉の杜まつりへの参加 講座・教室参加者作品の展示 ブース来訪者： 1 7 3名 ○障がい者施設（福祉作業所もくせい園、特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋）製品販売会 令和7年6月6日（福祉作業所もくせい園、特定非営利活動法人埼玉こころのかけ橋） 令和8年3月25日（福祉作業所もくせい園）	

施策		1－8 福祉教育・人権教育				【掲載頁58P】
1-8-1 学校等での福祉教育の充実		福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
27	福祉・人権教育の推進	教育政策室	・福祉教育・人権教育については、各学校が年間指導計画に位置付け、計画的な教育活動を実施することができた。 ・各学校が管理職、教員向けの人権教育の研修会に参加した。	A	予定どおり、各校での年間指導計画への位置付け及び教育活動の実施ができたため。あわせて、管理職、教員の研修会の参加があったため。	
28	各教科や総合的な学習の時間での交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	教育政策室	・福祉教育・人権教育については、各学校が年間指導計画に位置付け、計画的な教育活動を実施することができた。 ・各学校が管理職、教員向けの人権教育の研修会に参加した。	A	予定どおり、各校での年間指導計画への位置付け及び教育活動の実施ができたため。あわせて、管理職、教員の研修会の参加があったため。	
		障害福祉課	総合的な学習の時間において、福祉体験学習等を計画的に位置付け取り組んできた。	A	小学生を対象とした出前講座「広めよう、心と情報のバリアフリー」では、白杖体験や手話体験を行うなど、実践を行うことができた。	

1-8-2 社会での福祉・人権教育の充実		障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
29	各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	関係各課	「心と情報のバリアフリー」による障がい理解の促進を、市内全小学校を対象に行った。	A	回答用紙を新たに作成し、市内小学校へ早めに周知した。令和7年度は5校に実施した。	

施策		1－10 ボランティア活動の推進				【掲載頁59P】
1-10-1 ボランティア活動の充実		ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
36	ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	障害福祉課 関係機関	ボランティアセンター連絡会（年2回開催）を実施し、社協からは情報提供を行い、またボランティア団体の相互の連絡・調整、交流、情報交換を図ることで、ボランティア活動の向上に努めた	A	ボランティアセンター連絡会を年2回開催し、団体同士の交流、情報交換を行いました。	
37	ボランティア団体への支援の充実	協働推進課	指定管理者と連携し、様々な講座やイベントの開催、関係団体ミーティングの実施、広報誌の作成などボランティア団体への支援の充実に努めた。	A	交流会の開催及び情報発信に必要なチラシ作成、SNS等の講座を開催し支援に努めた。またHP等でのボランティア活動の周知・支援に努めたため。	
		障害福祉課 関係機関	ボランティア運営委員会（年2回開催）を開催し、センターの適切な運営及び機能の充実を図ったほか、ボランティア活動保険の加入補助の実施やボランティアセンターホームページに団体紹介記事の掲載をし、ボランティア団体への支援の充実を図りました。	C	ボランティアセンター運営委員会は年2回を予定していたが、年1回の開催となった。また、ボランティアセンターだより“トビトビ”やホームページにて団体紹介や施設ボランティアへの協力等を行った。	

施策		1－12 災害時における要配慮者支援				【掲載頁60P】
1-12-1 災害時における情報提供の充実		障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
46	緊急通報体制の周知・充実	障害福祉課	聴覚障がいの方が緊急時に消防本部へ通報するためのFAXを提供している。また、緊急時連絡システムを支給しており、身の危険がある時にすぐに通報できる体制を整えている。	A	周知活動を継続して行えている。	
		警防課	119番通報が困難な方に緊急通報システム（NET119）を配備しスマートフォン（ネット）及びFAXから通報できるようにしている。 また、周知方法としてはホームページに掲載している。	A	システムの維持管理を実施しており、ホームページに掲載し周知している。また、障害福祉課と連携し、広く周知をしているため。	
47	防災情報提供体制の充実	危機管理防災課	屋内でも防災行政無線の放送内容を確認することができる、防災ラジオの販売を実施した。 また、聴覚障がい者を対象に、文字表示機能付きの防災ラジオの販売も併せて実施した。	A	防災ラジオの販売を実施している。販売について、市ホームページや広報にて周知を行っている。	
		障害福祉課	災害時における避難所の周知をホームページ等で行っている。また、医療的ケア児の災害時を想定し、各関係機関と協議を行い、個々に応じた災害時個別支援計画の在り方を検討した。医療的ケア児者支援部会を遠し、南部保健所とケースの情報共有を行った。	A	災害時における避難所の周知をホームページ等で行っている。また、医療的ケア児の災害時を想定し、南部保健所を中心に個別支援計画を一部作成し、関係機関と情報共有を行った。	
48	わかりやすい非常口表示の促進	関係各課	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） 消防法に基づき、非常口はわかりやすく表示し、通路は常にスペースを広く確保している。	A	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） わかりやすい非常口表示の促進を実施したため。	
		関係施設	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） 消防法に基づき、非常口はわかりやすく表示し、通路は常にスペースを広く確保している。	A	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） わかりやすい非常口表示の促進を実施したため。	

1-12-2 福祉避難所等の充実		障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。			
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由
49	福祉避難所等の周知	危機管理防災課	市ホームページや戸田市ハザードブック等で福祉避難所について周知するとともに、出前講座実施の際も、福祉避難所について説明を行った。	A	市ホームページや戸田市ハザードブック等で福祉避難所について周知を行っている。また、出前講座等にて福祉避難所について説明を行っている。
		福祉保健センター	関係各課（障害福祉課、長寿介護課、福祉保健センター）において、現状の課題の洗い出しや確認、近隣市の状況調査、戸田市における対応方法について検討を行った。	A	備蓄品の確認、関係各課との打ち合わせ及び福祉避難所担当者打ち合わせを保健センター・コンパル・かけはしでそれぞれ実施した。緊急時の対応について、職員の初動確認を行い、マニュアルについても随時修正を検討している。また、各課の福祉避難所担当職員と社会福祉協議会と合同で防災訓練を実施することで、課題等の洗い出しや確認を行うことができたため。
		障害福祉課	福祉避難所や避難行動要支援者避難支援制度について理解し、相談業務等の中で適切な案内ができるよう、危機管理課と連携を図り、関係機関に周知を行う。	A	緊急時の際、段差をなくすなどの障害者に配慮した取組みを行えるよう、関係機関に協力を呼び掛けた。
		健康長寿課	ほほえみの郷の指定管理者と、福祉避難所について、情報共有を行った。	A	モニタリング等を通じて福祉避難所について情報共有を行った。
50	福祉避難所等における多様な障がい者への配慮	障害福祉課	福祉避難所における体制の確認	A	危機管理防災課をはじめとする関係各課とともに、戸田市における対応方法について検討を行った。
		福祉保健センター	関係各課（障害福祉課、長寿介護課、福祉保健センター）において、現状の課題の洗い出しや確認、近隣市の状況調査、戸田市における対応方法について検討を行った。	A	備蓄品の確認、関係各課との打ち合わせ及び福祉避難所担当者打ち合わせを保健センター・コンパル・かけはしでそれぞれ実施した。緊急時の対応について、職員の初動確認を行い、マニュアルについても随時修正を検討している。また、各課の福祉避難所担当職員と社会福祉協議会と合同で防災訓練を実施することで、課題等の洗い出しや確認を行うことができたため。
		健康長寿課	福祉避難所における体制の確認	A	危機管理防災課をはじめとする関係各課とともに、戸田市における対応方法について検討を行った。
		危機管理防災課	災害時の要配慮者の受入に関する協定書の締結に向けた調整を実施した。	A	災害時における要配慮者の受け入れ先を増やすことで、より多くの要配慮者の受け入れが可能となり、多様な障害者への配慮に寄与しているため。
51	福祉避難所等における体制整備の充実	福祉保健センター	関係各課（危機管理防災課、障害福祉課、長寿介護課、福祉保健センター）において、現状の課題の洗い出しや確認、近隣市の状況調査、戸田市における対応方法について検討を行った。	A	備蓄品の確認、関係各課との打ち合わせ及び福祉避難所担当者打ち合わせを保健センター・コンパル・かけはしでそれぞれ実施した。緊急時の対応について、職員の初動確認を行い、マニュアルについても随時修正を検討している。また、各課の福祉避難所担当職員と社会福祉協議会と合同で防災訓練を実施することで、課題等の洗い出しや確認を行うことができたため。
		障害福祉課	関係各課（危機管理防災課、福祉総務課、障害福祉課、長寿介護課、福祉保健センター）において、現状の課題の洗い出しや確認、近隣市の状況調査、戸田市における対応方法について検討を行った。	A	有事の際、障害を持つ方の事前準備をできる限り行えるよう、関係各課に障害者への配慮を促すことができた。
		健康長寿課	有事の際に避難所へ職員を招集する	A	福祉避難所へ配置する職員を指定し、有事の際に招集できるよう体制を整備した。
		危機管理防災課	災害時の要配慮者の受入に関する協定書の締結に向けた調整を実施した。	A	災害時における要配慮者の受け入れ先を増やすことで、より多くの要配慮者の受け入れが可能となり、体制整備の充実に寄与しているため。

施策		1－13 ユニバーサルデザインのまちづくり				【掲載頁61P】
1-13-1 公共・公益施設等の整備		バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めるとともに、公共・公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
53	バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	都市計画課	戸田市移動等円滑化促進方針の具体的な計画となる「戸田市バリアフリー基本構想」で定める特定事業計画について、戸田市バリアフリー基本構想推進協議会で進捗状況を共有した。 また、令和7年度末に基本構想の前期間（令和3～7年度）が終了することを踏まえ、後期間（令和8～12年度）に計画する特定事業等の見直しを図るため、障がい者当事者等が参加するまち歩きワークショップを実施したうえで、関係事業者へ障害当事者等の意見を共有し、「戸田市バリアフリー基本構想」を更新した。 さらに、いいとだマップの掲載情報の更新を行った。	A	戸田市バリアフリー基本構想で定めた特定事業計画について、戸田市バリアフリー基本構想推進協議会で年度毎に進捗管理を行い、計画的なバリアフリー化を進めることができた。 戸田市バリアフリー基本構想を見直すに当たり、令和7年5月に障がい当事者等が参加するまち歩きワークショップを実施し、現行の特定事業等に対する参加者の意見を把握した上、関係事業者へ意見を共有し、計画の進展に繋げることができた。 いいとだマップの掲載情報について、各施設設置管理者に情報に齟齬が無いか確認し、最新の情報へと更新することができた。	
		建築住宅課	窓口にて、バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発を行った。	A	窓口にて、バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発を行うことで施設の利便性及び安全性の向上に貢献している。	
54	ユニバーサルデザイン化の普及・推進	資産マネジメント推進室	公共施設の設計、工事において、施設の用途、特性をふまえ可能な限りユニバーサルデザインを採用し、また埼玉県福祉のまちづくり条例に則った。	A	小学校バリアフリー改修工事において、誰もが使いやすい施設の整備を念頭に工事を実施した。	
		都市交通課 まちづくり区画整理室	自転車通行空間を520m整備したことにより、歩道の利便性を向上。	C	令和7年度予定していた自転車通行空間整備工事2件の内、1件が整備完了。残る1件は、年度末に補助金の追加があり、令和8年度に整備する予定（繰越明許済み）。	
		障害福祉課	施設の改修や導入時にユニバーサルデザインに配慮したものとする。 また、心身障害者福祉センター改修工事設計業務では、ユニバーサルデザインに配慮しながら調整を行った。	A	事業の充実を図る取組を行った。	
		関係各課	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） 消防法に基づき、非常口はわかりやすく表示し、通路は常にスペースを広く確保している。	A	（福祉保健センター） 福祉センターの避難誘導灯及び非常口表示灯器具はLED器具に交換されており、十分な照度が確保されており視認し易くなっている。 （市民医療センター総務課） ユニバーサルデザイン化の普及・推進を実施したため。	
		関係施設	（福祉保健センター） 上戸田地域交流センターで多言語案内及び障害者用駐車場の整備を行った。 福祉センターには授乳室が設置されており、洋式トイレへの改修も行われている。 （市民医療センター総務課） 通路スペースの確保、多目的トイレ、授乳室等の設置、ピクトグラムを用いたわかりやすい案内表示の活用等を行っている。	A	福祉センターには授乳室が設置されており、洋式トイレへの改修も行われている。 貸室の利用ルールについて図で掲示し、駐車場利用者、設備利用者に必要に応じて随時対応している。 日本語学習者向け事業ポスターにやさしい日本語や、3カ国語で表記した。障がい者用駐車場の整備を行い、乗り降りがしやすくなった。（上戸田地域交流センター） （市民医療センター総務課） ユニバーサルデザイン化の普及・推進を実施したため。	

55	既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立	資産マネジメント推進室	対象となる不特定多数の市民が利用する施設の設計業務がないため、実施なし。	A	不特定多数の市民が利用する施設に関して新築・改築等の設計を行う際は、協議会等に意見聴取を行うよう図っていく。
		障害福祉課	公共施設の改修工事等を実施する際、障がい者の意見が反映されるよう、戸田市障害者施策推進協議会で議事を諮ってもらうよう、周知や連携を行っている。	A	施策推進協議会開催前に他課に案件の有無を確認し、必要に応じて議事を諮ってもらうよう周知している。

基本方針 2	地域で自立して暮らせるまち				
	地域で自立して暮らすには、経済面や就労、住環境、健康問題など課題は多岐に渡ります。障がいのある人が地域において健康で自立した生活を送ることができるように、保健医療の支援、就労支援、経済支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整え、地域全体で支えるシステムの実現を目指します。 また、地域コミュニティ活動や文化芸術活動の余暇活動は障がいの有無に関わらず、人々の心の豊かさや相互理解をもたらします。そのため、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動を推進するとともに、多くの人との交流の機会や生きがいの創出に努めます。				

施策		2－2　地域生活の支援				【掲載頁63P】
2-2-3　福祉施設の入所者の地域生活への移行		障がい者等が地域で安心して生活できるように、サービスの提供や関係機関との連携の強化を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
75	福祉施設を退所し、グループホームや一般住宅など、地域生活への移行の促進	障害福祉課	地域移行等意向確認担当者との連携をし、福祉施設入所者の意向を確認している。	A	地域移行等意向確認担当者との連携できているため。	

施策		2－4　生活基盤の整備				【掲載頁64～65P】
2-4-1　地域生活支援拠点等の整備		障がいの重度化・障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
82	地域生活支援拠点等の整備	障害福祉課	戸田市地域生活支援拠点等事業実施要綱及びガイドラインに基づいて整備を進めた	A	地域生活支援拠点等の整備を進めているため。	

2-4-2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討		精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
83	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討	障害福祉課	戸田市障害者施策推進協議会、戸田市地域自立支援協議会にて協議を行い、地域全体のアセスメントや共有、「役割分担とロードマップ」を「アセスメントシート」に改めて作成を行い、目標への取り組み、評価、見直しを行った。	A	戸田市障害者施策推進協議会、戸田市地域自立支援協議会にて協議を行い、地域全体のアセスメントや共有、地域移行支援の事業所向けのパンフレットの作成や目標への取り組み、評価、見直しを行った。	
		健康長寿課	県が主催する精神保健福祉研修等の情報について地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等へ共有を行った。	A	県主催の研修の開催案内等があった場合、随時情報提供を行った。	
		福祉保健センター	地域自立支援協議会に出席し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて情報共有した。	A	年4回の地域自立支援協議会へ出席し、計画通りに実施することができた。	

2-4-3　高齢障がい者等のサービス利用支援		障がい者等が介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
84	共生型サービスの活用	障害福祉課	障害者サービスから介護サービスへの円滑な移行について、相談員と連携し共生型サービスについて情報共有と推進を行った。	A	障害福祉サービスの利用者が65歳になる段階で、相談員と連携しながら要否を確認しつつ、ケアプランを踏まえた支給決定を行っているため。	
		健康長寿課	事業所からの問い合わせ等、必要に応じて情報提供を行った。	A	事業所からの問い合わせがあった場合、随時情報提供を行った。	
85	高齢障がい者等の利用者負担軽減措置の実施	障害福祉課	障害福祉サービスの利用において、世帯の所得区分に応じた利用者負担額の助成を行っている。また、高額障害福祉サービス費支給対象者拡大に伴う利用者負担軽減措置について対応できるよう調整を行った。	A	事業の充実を図る取組を行った。	
		健康長寿課	在宅において、介護保険サービスを利用した低所得の方に利用者負担額の一部を助成する事業を実施した。	A	実施要綱に基づき、対象者に対し適正に助成を行った。	

施策		2－6　保健サービス				【掲載頁65P】
2-6-1　ライフステージに応じた心の健康づくり		精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
88	精神障がいに対する正しい理解の普及	福祉保健センター	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解の普及啓発を図り、市民のこころの健康づくりへの意識を向上させるため、「こころの健康講演会」を年に１度実施している。	A	8月に市民向け、令和8年1月に市民・支援者向けの内容で、ひきこもり経験者による「こころの健康講演会」を実施することができた。	
		障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中でも、普及啓発について協議している。また障害の特性と必要な配慮について出前講座等を実施するとともに、職員においても県や保健所が主催する研修に参加し、精神障害者への理解を深め、効果的な支援につなげている。	A	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中でも、普及啓発について協議した。職員においても、精神障害者への理解を深め、効果的な支援につなげている。	
89	精神保健相談の充実	福祉保健センター	精神保健福祉士、保健師によるこころの健康相談を実施している。	A	広報やホームページ等で、こころの健康相談について広く周知を図った。通年で電話、面接等によるこころの健康相談を実施した。	
		障害福祉課	課内の障害者支援担当に精神保健福祉士を6名配置しており、適切な相談業務が行えるよう、体制を整えている。また、支援機関と事例検討を行い、ケースワーカーの質の向上に努めた。	A	課内に精神保健福祉士を配置し体制を整えた。また支援機関と事例検討を行いケースワーカーの質の向上に努めた。	
90	精神障がい者の支援講座等の実施	福祉保健センター	出前講座や依頼講座にてゲートキーパーに関連したメニューを掲載。令和５年度からは、教職員向けゲートキーパー研修に加え、市職員向けゲートキーパー研修を実施した。	A	予定どおり事業を実施することができた。教職員向け1回、市民向け1回、市職員向けはレベル別に2回実施し、計4回のゲートキーパー研修を行った。	
		障害福祉課	心身障害者福祉センターで毎年行われる「精神保健福祉ボランティア入門講座」の中で、市職員が講義を行い、精神障がい者を地域で支えるためのボランティア養成を促進している。	A	「精神保健福祉ボランティア入門講座」の中で、障害者手帳の申請や交付、手帳に伴うサービス等の案内や決定について講義を行い、精神障がい者を地域で支えるためのボランティア養成を促進した。	

施策		2－9　コミュニケーション支援の充実				【掲載頁67P】
2-9-1　コミュニケーション手段の充実		視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。 また、令和３年４月１日施行の「戸田市手話言語条例」及び施策の推進方針に基づき、手話の普及、啓発に向けた各種施策を展開していきます。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
98	戸田市手話言語条例の推進	障害福祉課	戸田市手話言語条例の目的達成に向けた周知啓発として、職員研修や障害者アート展などの様々な機会でのパンフレット配布や手話動画の放映を行った。また、本条例の啓発の一環として、手話言語の国際デーのブルーライトアップも実施した、	A	条例の周知啓発の取組により、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図った。	
99	市職員手話研修の充実	人事課	聴覚障害者が市民生活に不便を生じさせないよう、コミュニケーション手段を確保するとともに、障害者に対する理解を深めるため、職員を対象とした手話研修を開催した。令和５年度（受講者数：20名、実施日数：8日間）、令和6年度（受講者数：20名、実施日数：8日間）、令和7年度（受講者数：20名、実施日数：8日間）	A	研修を継続しているため。	
100	手話通訳者養成講習会の充実	障害福祉課関係機関	手話講習会（入門）、手話講習会（初級）、手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅰ）、手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅱ・Ⅲ）の開催。	A	○手話講習会（入門）の開催 受講者：１９名、修了者：１５名 ○手話講習会（初級）の開催 受講者：１５名、修了者：１０名 ○手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅰ）の開催 受講者：８名、修了者：７名 ○手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅱ・Ⅲ）の開催 受講者：５名、修了者：３名	
101	点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	障害福祉課関係機関	点訳ボランティア入門講座、要約筆記ボランティア入門講習会の開催。	A	○点訳ボランティア入門講座の開催 受講者：４名 ○要約筆記ボランティア入門講習会の開催 受講者：３名	
		生涯学習課	音訳ボランティアを対象とした音訳者養成講座を開催した。 【令和7年度】 音訳者養成講座（中級）講師：齋藤禮子氏 全10回　延べ115名参加	A	予定通り講座を開催することができた。	
102	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	障害福祉課	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業を継続して実施している また、長期連休中の手話通訳者派遣がより円滑に行えるよう、運用方法の見直しを実施した。	A	運用方法の見直しにより、事業の充実を図ることができた。	

施策		2－12　スポーツ・レクリエーション活動				【掲載頁69P】
2-12-1　スポーツ活動の推進		障がい者がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう、支援を行うとともに、障がい者スポーツの理解、促進を図ります。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
123	市スポーツ事業への障がい者の参加促進	文化スポーツ課	・スポーツフェスタにおいてパラスポーツの紹介・体験の場を設ける。 ・市内障害者施設主催事業へパラスポーツ講師としてのスポーツ推進委員の派遣	A	・スポーツフェスタにて、車いすラグビー、ビームピストル選手による競技体験指導を実施	
124	障がい者スポーツの理解促進	文化スポーツ課	・スポーツフェスタ（パラスポーツ競技体験会含む）の開催時にパラスポーツの紹介・体験の場を設ける。 ・学校等へパラスポーツ講師としてのスポーツ推進委員の派遣	A	・スポーツフェスタにて、車いすラグビー、ビームピストル選手による競技体験指導を実施	

		障害福祉課	春季、秋季ふれあいピックの案内を行い、参加促進を図った。 必要に応じ、障害者スポーツ協会等からのお知らせを案内している。	A	春季、秋季やそのほか障害者スポーツ協会からのお知らせや春季秋季以外のイベントについて戸田市ホームページや障害福祉課窓口にて周知できた。
--	--	-------	---	---	---

施策		2－１３　選挙などへの参加				【掲載頁70P】
2-13-1　参加しやすい環境の整備		障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために、施設・設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザイン化を進めます。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
128	郵便による不在者投票制度の周知	障害福祉課	戸田市行政委員会事務局の作成した「投票支援カード」を窓口に掲示し、投票所における代理投票と併せ、周知に努めている。	A	投票支援カードを掲示するなど代理投票の周知を行った。	
		行政委員会事務局	障害者福祉のしおりに掲載した。また、広報戸田市１２月号に掲載するとともに、選挙時は選挙啓発チラシを全戸配布し、周知を図っている。	A	予定どおり制度の周知を行った。	

施策		2－１４　雇用拡大の促進				【掲載頁70P】
2-14-2　福祉施設から一般就労への移行等		就労系サービスを利用する障がい者について、一般就労への移行を推進します。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
134	福祉施設から一般就労への移行等	障害福祉課	プロセスマップ等を活用し、円滑に一般就労へ移行できるよう、周知活動を行った。	A	プロセスマップ等を活用し、円滑に一般就労へ移行できるよう、周知活動を行った。	

施策		2－１５　職場定着の支援				【掲載頁71P】
2-15-1　職業能力開発の充実		一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
135	就労定着支援の推進	障害福祉課	障がい福祉計画に掲げた就労定着支援の成果目標を関係機関と共有し、推進を図った。	A	就労後の障害者本人と企業側のアンマッチを防ぐため、就労定着支援を有効に活用できるよう、関係機関との連携を密にし、利用の促進へとつなぐことができた。	

施策		2－１７　障がい者雇用者への支援				【掲載頁71P】
2-17-1　企業への働きかけの推進		障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成３０年４月から障がい者雇用率が引き上げられたことも踏まえ、引き続き障害者雇用の拡充を働きかけていきます。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
140	事業主への情報提供・啓発活動の充実	経済戦略室	令和元年度に市と埼玉労働局にて障がい者雇用に関する支援を含む雇用対策協定を締結し、令和７年度障がい者への就労支援を連携して取り組んだ。また、事業主への情報提供にあたっては、ハローワーク川口と情報交換を行った。	A	埼玉労働局との雇用対策協定に基づき、障がい者への就労支援に取り組み、事業主への情報提供にあたっては、ハローワーク川口と情報交換を行ったため。	
		障害福祉課	雇用主編のプロセスマップを周知し、情報提供や障がい者雇用に向けての啓発活動を推進した。	A	障害者雇用に向けての指針を示し、啓発することができた。	
141	障がい者雇用事業主への支援	障害福祉課	就労支援センターと連携し、市内の商工会に属する企業に対しアンケート調査を実施した。令和5年度から、企業情報交換会を実施し、障害者雇用に係る困りごとの把握を行い、関係機関と連携を行った。	A	令和７年度においても企業情報交換会の実施を図り、企業間での話し合いを提供する場を設け、障害者雇用への円滑な取組に向けた意見交換が行われた。	
		経済戦略室	令和元年度に市と埼玉労働局にて障がい者雇用に関する支援を含む雇用対策協定を締結し、令和７年度障がい者への就労支援を連携して取り組んだ。また、事業主への情報提供にあたっては、ハローワーク川口と情報交換を行った。	A	埼玉労働局との雇用対策協定に基づき、障がい者への就労支援に取り組み、事業主への情報提供にあたっては、ハローワーク川口と情報交換を行ったため。	

2-17-2　障害者就労プロセスマップの活用		戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進していきます。				
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由	
142	障害者就労プロセスマップの活用推進	障害福祉課	雇用主及び障害者本人編のプロセスマップを更新しており、ホームページに掲載する等、適宜周知を図っている。	A	継続的に周知活動をし、雇用主及び障害者本人が満足できるマッチングとなるよう、適切な障害者雇用を促している。	
		経済戦略室	障害者就労プロセスマップの活用については積極的に進められていなかった。今後、ハローワーク川口と連携し周知等を行っていく。	B	障害者就労プロセスマップの活用については積極的に進められていないため。	

基本方針 3	健やかな育ちと学びのまち			
	障がいのある子どもたちとその家族が、地域社会で受け入れられ、支援されることは、障がいの理解促進や家族の負担軽減・不安解消につながるとともに、子どもの成長や学びに深く関わってきます。 そのため、一人ひとりの障がい特性に応じたきめ細やかなサービスの充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。 また、保健・医療機関との連携体制の強化に努め、障がいの原因となる疾病の予防及び早期発見や医療的ケアを必要とする方が適切なサービスを受けられる体制を整備していきます。 併せて、特別支援教育の充実と、インクルーシブ教育を含め、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。			

施策		3－1　療育・発達障がい児支援システム			【掲載頁72P】
3-1-2　児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進		児童発達支援センターを中核とする切れ目のない障がい児支援を目指すとともに、保育所等訪問支援を含めた児童発達支援の充実を図ります。			
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由
146	児童発達支援センターの支援	障害福祉課	障がい児支援に係る担当者会議を行い、各関係課と児童発達支援センターの連携調整を行った。県の主催する研修会に参加し、児童発達支援センターの充実を中心とした事例を学び、研修会の内容を会議にて伝え、意識付けをおこなった。また、児童発達支援センターは、幼児期から学童期へと移行する際に切れ目のない支援を行い、新しい生活に慣れるまでの親子の不安解消に努めた。	A	障がい児支援に係る担当者会議を行い、各関係課と児童発達支援センターの連携調整を行った。県の主催する研修会に参加し、児童発達支援センターの充実を中心とした事例を学び、研修会の内容を会議にて伝え、意識付けをおこなった。また、児童発達支援センターは、幼児期から学童期へと移行する際に切れ目のない支援を行い、新しい生活に慣れるまでの親子の不安解消に努めた。
147	障がい児の児童発達支援サービスの充実	障害福祉課	地域障害児支援体制中核拠点である「あすなる学園」が、地域の中核的役割を果たす機関として、関係機関と連携した支援や相談を行った。	A	地域障害児支援体制中核拠点を中心に地域全体の障害児支援体制の充実・強化を図った。
148	児童発達支援センターの地域連携体制の強化及び保育所等訪問支援の充実	障害福祉課	子ども連絡会を開催し、「あそび」「コミュニケーション」「問題行動」などのテーマに分かれ、支援者同士が支援をする中での困りごとや悩みを語り合い、意見交換を行った。	A	令和７年度の子ども連絡会では、「あそび」「コミュニケーション」「問題行動」などのテーマに分かれ、支援者同士が支援をする中での困りごとや悩みを語り合い、意見交換を行った。

3-1-3　早期発見体制の強化、療育支援の推進		さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。			
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由
149	早期発見・早期支援体制の強化	親子健やか室	疾病等の早期発見・早期療育を目的に、乳幼児健診（4か月児、1歳児、1歳8か月児、2歳6か月児（歯科）、3歳6か月児、5歳児（発達））、専門職による運動・心理・言語の個別発達相談、子育て相談ルームでの相談を実施した。 要保護・要支援児童の中で発達等に障害の疑いがある学童期の児は、教育センターにつなげ、支援した。	A	乳幼児健診・個別発達相談・子育て相談ルームにおいて、発達の相談や見立てを実施し、早期療育等の支援につなげることができたため。また、５歳児発達健診から就学相談へ早期に繋がれるように、教育センターと連携を図ることができたため。引き続き、要保護・要支援児童の中で発達等に障害の疑いがある学童期の児は、教育センターにつなげ、支援する。
		保育幼稚園課	認可保育所や小規模保育施設等へ担当課の専門職が訪問し、園児の発達についての支援を行った。また、保護者の了解を得て福祉保健センターと情報共有しながら、対応することができた。	A	各保育施設から相談が増加している中、担当課の専門職が園へ訪問し、園児への関わり等具体的なアドバイスや支援を行うことができた。また、保護者の同意を得て、各関係機関との情報共有を図ることができた。
		教育政策室	・福祉保健センターの５歳児発達健診に、戸田市立教育センターの心の教育アドバイザー及び教育心理専門員を派遣した。	A	予定どおり、福祉保健センターの５歳児発達健診に、戸田市立教育センターの心の教育アドバイザー及び教育心理専門員を派遣したため。
150	早期からの就学相談の実施	教育政策室	・就学に係る説明会及び個別相談を実施し、早期からの支援につなげた。また、教育センター心理カウンセラーを１名増員し、早期からの就学相談を担当するようにした。	A	予定どおり、就学に係る個別相談等を実施し早期からの支援につなげることができたため。
151	就学支援委員会の充実	教育政策室	・関係各課や、特別支援学校教員等特別支援教育に知見のある者、市内各小・中学校の教員の代表らで構成された就学支援委員会を年５回実施した。	A	予定どおり、就学支援委員会を年間５回実施したため。

施策		3－2　医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の支援充実			【掲載頁73P】
3-2-1　医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児を支援する通所事業所の連携強化		医療技術の進捗等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の連携を推進します。			
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由
157	医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の連携強化	障害福祉課	市内に医療的ケアが必要な児童の受け入れを行っている事業所は、2ヶ所あり、適切な整備がなされている。また、事業所設置に際して、重症心身障がい児の受入を促している。	A	常時、市内医療的ケアが必要な児童を把握し、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を密にし、医療的ケア児を受け入れる体制を整えている。

3-2-2　医療的ケア児等の支援の体制の充実		医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等コーディネーター、各関係機関の連携体制を推進します。			
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由
158	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の定期開催及び医療的ケア児等コーディネーターの支援体制の充実	障害福祉課	関係機関（医療機関）に周知するため訪問し、作成したチラシを基に説明を行い、支援・協力依頼を呼び掛けた。また、コーディネーター打合せでは、支援体制について、建設的な意見交換を行った。	A	関係機関（医療機関）に周知するため訪問し、作成したチラシを基に説明を行い、支援・協力依頼を呼び掛けた。また、コーディネーター打合せでは、支援体制について、建設的な意見交換を行った。

施策		3－3　特別支援教育			【掲載頁73P】
3-3-1　特別支援教育の充実		特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。			
主な事業		担当課	令和７年度の実施状況	評価	評価理由

159	特別支援学校との連携強化	障害福祉課	学校主催の会議等（進路説明会、進路連絡協議会、5者面談、地域での進路学習、ケース検討会議）に参加し、在校生の状況把握や認識の共有を図っている。	A	戸田かけはし特別支援学校との連携を強化し、卒業予定の生徒の進路について学校側と定期的に会議の時間を取り、スムーズな支援に繋げている。和光（南）特別支援学校にも進路連絡協議会に参加し学校や関係機関とのつながりを強化している。
162	学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(ADHD)、自閉症スペクトラム障がい(ASD)等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	教育政策室	・特別支援教育に知見のある特別支援教育アドバイザーを計3名委嘱し、市内小・中学校を支援した。また、発達支援巡回相談員を委嘱し、全小中学校に年間2回程度派遣し、校内支援体制の充実を図った。	A	特別支援教育アドバイザー及び発達支援巡回相談員を委嘱し、学校の要望に応じ、派遣することができたため。
163	学校の施設・設備の充実（スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等）	教育総務課	戸田南小学校増築校舎についてバリアフリーに対応した校舎の建設工事を行っている。 過年度に実施した設計業務に基づき、小学校9校・中学校3校のバリアフリー改修工事を行った。 設置済のスロープや手すり等の既存設備について適切に維持管理を行った。	A	令和7年度事業について、予定通りに実施できた。

施策		3－4 放課後支援・療育の場の充実				【掲載頁74P】
3-4-1 放課後支援・療育の場の充実		放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの充実を図ります。				
主な事業		担当課	令和7年度の実施状況	評価	評価理由	
168	障がい児の放課後支援の充実	障害福祉課	放課後等デイサービス事業所は、令和3年度当初時点で市内11か所で行っている。事業所増設にあたっては、重症心身障がい児の受入を促進している。また、年々需要が高まっていることから、第3期障がい児福祉計画において見込量を多く設定し、ニーズに対する対応ができるよう、調整を行った。	A	放課後等デイサービス事業所は令和7年度中に新規に7事業所が市内に開設され、増加するニーズに対して対応が進んでいる。	
		児童青少年課	令和4年度から5年度にかけて、公立学童だけではなく、民間学童保育室に対し、障がい児の受け入れへの理解を求め、受け入れ体制の拡充に努めた。	A	令和7年度は、民間学童保育室26室中、4室で9名の障がい児童を受け入れた。また、令和8年度から医療的ケア児の受入に向けて各関係機関との連携や体制を整え、障がい児受け入れ体制の拡充を行った。	
169	放課後等デイサービスの質の向上	障害福祉課	相談支援専門員と連携し、放課後等デイサービス事業所の実情の把握に努めている。	A	子ども連絡会を開催し、「あそび」「コミュニケーション」「問題行動」などのテーマに分かれ、支援者同士が支援をする中での困りごとや悩みを語り合い、意見交換を行った。	

戸田市障がい者総合計画中間見直しについて

1 戸田市障害者施策推進協議会について

障がい者総合計画は「戸田市障がい者計画」、「戸田市障がい福祉計画」、「戸田市障がい児福祉計画」の障がい福祉に関わる3計画を一体とした計画となります。

「戸田市障がい者計画」については、令和6年～令和11年の6箇年計画であり、今年度に「中間見直し」を行います。また、「戸田市障がい福祉計画」と「戸田市障がい児福祉計画」は3箇年計画であり、今年で現在の計画が終了となりますので、次の期間である令和9年度～令和11年度の計画を策定していきます。そして、これら3つの計画について本協議会で内容の見直しについて協議していきます。

2 中間見直しに係るスケジュール案について

令和8年	7月	○アンケート調査（令和8年7月27日～令和8年8月14日） ○第1回戸田市障害者施策推進協議会（令和8年7月30日） ・スケジュール確認 ・現計画の進捗状況の確認
	8月	○事業者・団体等向けのヒアリング調査 ○アンケート調査の分析/報告書作成
	9月	○第2回戸田市障害者施策推進協議会（令和8年9月28日） ・アンケート分析結果の提示 ・ヒアリング内容の提示 ・計画の基本理念と基本方針、重点施策の提示 ・計画素案の提示(障がい者計画部分) ○計画素案作成
	11月	○第3回戸田市障害者施策推進協議会（令和8年11月19日） ・サービス見込み量の提示 ・計画素案の提示(障がい者[児]福祉計画部分) ・パブリック・コメントの内容の確認
	12月	○パブリック・コメント
令和9年	1月	○計画最終案作成
	2月	○第4回戸田市障害者施策推進協議会（令和9年2月8日） ・パブリック・コメント結果の提示 ・計画最終案の提示 ・市長答申書の内容の提示
	3月	○策定完了 ○冊子製本

中間見直しアンケートの実施について

戸田市障がい者総合計画の中間見直しにあたり、障がいを持つ方の状況や社会的ニーズの把握を目的にアンケート調査を行います。

1 概要

- 調査期間 令和8年7月27日から令和8年8月14日まで
- 調査対象 ①戸田市に住民票があり、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者又は障害福祉サービスの支給決定を受けている者（※無作為抽出）
②戸田市に住民票がある障がい者に対して障害福祉サービスを提供している事業所
- 調査方法 戸田市から調査対象者へアンケート調査票を郵送し、調査対象者は期日までに回答のうえ戸田市障害福祉課へ返送する（匿名）。

2 調査対象者数

	対象者	数
①	障がいを持つ者※（18歳以上）	2,500件
②	障がいを持つ者※（18歳未満）	400件
③	障害福祉サービス提供事業所	100件
合計		3,000件

3 アンケート調査票について

アンケート調査票については、令和7年度第2回施策協におけるご意見を踏まえ、決定しました。（資料3-2、3-3、3-4参照）

- 主な変更点：
- ・18歳の壁に関する設問の追加（①、②問26及び問27）
 - ・各サービスの内容（説明）の修正（①、②問22）
 - ・選択肢の増設（①問13、問21及び問38、②問37）

戸田市 障がい児・障がい者に係る総合計画

中間見直しのためのアンケートご協力のお願い

日頃から戸田市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、戸田市では、「戸田市障がい者総合計画（令和6年度～令和11年度）」の中間見直しに取り組むことになりました。この調査は、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などに、日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などをお聞きするために実施するものです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆様からいただいたご回答内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。ご回答いただいた内容が明らかにされたり、他の目的に使用されるなど、皆様のご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

令和8年7月
戸田市

ご記入にあたって

- ① できるだけ障がいのあるご本人がご答えください。ご本人が障がいや病気などの理由で回答することが難しい場合には、家族や介助者の方などが、ご本人の意向を尊重してご記入ください。
 - ② 質問への回答には、あてはまる番号に○をつけるものや、記入欄に直接ご記入いただくものなどがあります。質問文をよく読んでお答えください。
 - ③ 「その他」に回答したときは、（ ）内にその内容を具体的にお書きください。
- 記入した調査票は、**令和8年8月14日（金）まで**に同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにポストに投函してください。調査票や返信用封筒にはお名前やご住所、電話番号などは書かないでください。

【お問い合わせ】 戸田市 健康福祉部 障害福祉課

電話：048-441-1800（内線283、699）

FAX：048-444-5588

1 障 がいのあるご本人について

問1 この調査票にご回答いただくのはどなたですか。(○はひとつ)

- 障 がいのあるご本人 (ご本人の回答を他の方が代筆する場合も含みます)
- ご家族の方
- その他 ()

※ この調査票で「あなた」とあるのは、障 がいのあるご本人のことです。

問2 あなたの年齢をお聞きします。令和8年4月1日現在の満年齢をお書きください。

満

歳

問3 あなたが持っている手帳をお聞きします。手帳をお持ちの方は、選択肢右側の等級・程度にも○をつけてください。(○はいくつでも)

1	身体障害者手帳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
2	療育手帳	まろえー ①A	えー A	びー B	しー C		
3	精神障害者保健福祉手帳	1 級	2 級	3 級			
4	手帳は持っていない						

問4 身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします。障 がいの種類は何ですか。(○はいくつでも)

- 視覚障 がい
- 聴 覚・平衡機能障 がい
- 盲ろう (視覚障 害と聴 覚障 害の重複)
- 音声・言語・そしゃく機能障 がい
- 肢体不自由 (上肢)
- 肢体不自由 (下肢)
- 肢体不自由 (体幹)
- 内部障 がい (1～7以外)

問5 あなたには、次の疾患や障 がいがありますか。(○はいくつでも)

- 難病 (指定難病)
- 発達障 がい
- 高次脳機能障 がい
- 強度行動障 がい
- 慢性疾患 (糖 尿 病・心臓疾患など)
- 依存症 (アルコール・薬物など)
- 気分障 がい (うつ病・躁うつ病など)
- 統合失調症
- 神経症
- 特にない
- その他 ()

なんびょう 難病（指定難病）	きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋委縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立して いない疾病その他の特殊な疾病をいいます。
はったつしょう 発達障がい	じへい 自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症（学習障がい）、 チック症、吃音などが含まれます。
こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい	いっばん 一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受けその 後遺症などとして生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい、 失語などの認知障がいなどをいいます。
きょうどうこうどうしょう 強度行動障がい	じしょう たしょう 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の 人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こることです。

2 医療や介助の状況について

問6 あなたは現在、障がいに関することで医療機関を受診していますか。（○はひとつ）

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 受診していない | 4 自宅で往診を受けている |
| 2 通院している | 5 その他（ ） |
| 3 入院している | |

問7 あなたには、医療に関して困っていることがありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 障がいが増えたり病状が進むこと | 8 医療について気軽に相談できる場がない |
| 2 医療機関が家の近くにない | 9 障がいの理由で医療拒否されたことがある |
| 3 障がいについての専門の医療機関がない | 10 十分なリハビリテーションが受けられない |
| 4 休日や夜間に対応してくれる医療機関がない | 11 治療の説明が十分理解できない |
| 5 通院のための介助者が確保しにくい | 12 医療費の負担が大きい |
| 6 通院のための交通機関が整備されていない | 13 特にない |
| 7 医療機関がバリアフリー化されていない | 14 その他（ ） |

問8 あなたは次のような日常生活に、介助を必要としていますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 1 食事をする | 7 外出する | 12 お金を管理する |
| 2 排せつをする | 8 コミュニケーションをとる | 13 薬を飲んだり管理する |
| 3 入浴する | （読み書き・電話など） | 14 医療的ケアを受ける |
| 4 着替えをする | 9 掃除をする | 15 介助は必要としていない |
| 5 身だしなみを整える | 10 洗濯をする | 16 その他 |
| 6 家の中で移動する | 11 食事をつくる | （ ） |

医療的ケア 日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。痰の吸引や経管栄養の注 入 などがあります。

問9 あなたを^{かいじょ}介助しているのは、主^{おも}にどなたですか。(○はひとつ)

- | | | |
|--|--|--|
| 1 ^{おや} 親 | 4 ^こ 子ども | 7 ^{しせつ} 施設などの ^{しよくいん} 職員 |
| 2 ^{はいぐうしゃ} 配偶者（ ^{おっと} 夫 または ^{つま} 妻） | 5 ^た その他の ^{しんぞく} 親族 | 8 ^{かいじょ} 介助は必要 ^{ひつよう} としていない |
| 3 ^{きょうだいし} 兄弟姉妹 ^{まい} | 6 ^{ホームヘルパー} | 9 ^た その他（ ） |

3 ^す住まいや^く暮らしについて

問10 あなたは^{げんざい}現在、どこで^く暮らしていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---|---|
| 1 ^{いっばん} 一般の ^{じゅうたく} 住宅（ ^こ 戸建て、 ^{こうえいじゅうたくとう} アパート、マンション、公営住宅等） | |
| 2 ^{グループホーム} | 4 ^{ちようきてき} 長期的に ^{びやういん} 病院に ^{にゅういん} 入院している |
| 3 ^{ふくししせつ} 福祉施設（ ^{しょうがいしゃしえんしせつ} 障害者支援施設など） | 5 ^た その他（ ） |

問11 問10で「一般の住宅で暮らしている（1）」と回答した方にお聞きします。あなたは、現在どなたと一緒に^{いっしょ}にお住まいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------------------|--|--|
| 1 ^{ひとりぐ} 一人暮らし | 4 ^{はいぐうしゃ} 配偶者（ ^{おっと} 夫 または ^{つま} 妻） | 7 ^た その他の ^{しんぞく} 親族 |
| 2 ^{ははおや} 母親 | 5 ^{きょうだいし} 兄弟姉妹 ^{まい} | 8 ^た その他 |
| 3 ^{ちちおや} 父親 | 6 ^こ 子ども | （ ） |

問12 問10で「施設で暮らしている、または病院に入院している（3,4）」と回答した方にお聞きします。あなたは^{しょうらい}将来、^{ちいき}地域で^{せいかつ}生活したいと思^{おも}いますか。(○はひとつ)

- | | |
|--|---|
| 1 ^{いま} 今の ^{せいかつ} まま生活したい | 4 ^{グループホーム} などを ^{りよう} 利用したい |
| 2 ^{かぞく} 家族と ^{いっしょ} 一緒に ^{せいかつ} 生活したい | 5 わからない |
| 3 ^{いっばん} 一般の ^{じゅうたく} 住宅で ^{ひとりぐ} 一人暮らしをしたい | 6 ^た その他（ ） |

問13 問10で「施設で暮らしている、または病院に入院している（3,4）」と回答した方にお聞きします。^{ちいき}地域で^{せいかつ}生活するためには、^{しえん}どのような支援^{おも}があればよいと思^{おも}いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1 ^{ざいたく} 在宅で ^{いりよう} 医療ケアなどが ^{てきせつ} 適切に ^え 得られること | 6 ^{けいざいてき} 経済的な ^{ふたん} 負担の ^{けいげん} 軽減 |
| 2 ^{しょう} 障がい者に ^{しゃ} 適した ^{てき} 住居の ^{じゅうきょ} 確保 ^{かくほ} | 7 ^{そうだんたいおう} 相談対応などの ^{じゅうじつ} 充実 |
| 3 ^{ひつよう} 必要な ^{ざいたく} 在宅サービスが ^{てきせつ} 適切に ^{りよう} 利用できること | 8 ^{ちいきじゅうみん} 地域住民などの ^{りかい} 理解 |
| 4 ^{せいかつくねん} 生活訓練などの ^{じゅうじつ} 充実 | 9 ^た その他（ ） |
| 5 ^{きんせんかんり} 金銭管理についての ^{そうだんしえん} 相談支援 ^う が受けられること | |

問14 あなたは次のような地域活動や文化芸術活動などに参加していますか。また、今後も引き続き参加したいと思いますか。（「現在」と「今後」の両方を回答（番号の横の枠に○）してください）（○はいくつでも）

地域活動・文化芸術活動	現在	今後
	参加している	参加したい
1 地域の行事やお祭り		
2 スポーツ・運動に関する活動		
3 趣味・レクリエーションに関する活動		
4 障がい者団体の活動		
5 ボランティアなどの社会貢献活動		
6 音楽・絵画・工芸などの文化芸術活動		
7 その他参加したい活動（ ）		

4 外出について

問15 あなたは普段、どのくらいの頻度で外出していますか。（○はひとつ）

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1 ほとんど毎日 | 3 週に1～2日くらい | 5 あまり外出しない |
| 2 週に3～5日くらい | 4 月に1～3日くらい | |

問16 あなたは普段、どのような目的で外出していますか。（○はいくつでも）

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 通勤 | 7 趣味活動・遊び |
| 2 通学 | 8 スポーツ・運動・レクリエーション |
| 3 施設への通所 | 9 人との交流（人づきあい） |
| 4 通院 | 10 旅行 |
| 5 訓練・リハビリ | 11 あまり外出しない |
| 6 買い物 | 12 その他（ ） |

問17 あなたは、外出するとき、どのようなことで困っていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1 付き添ってくれる人(移動を支援するヘルパーを含む)がいない | 12 休憩場所がない |
| 2 建物の段差・階段・設備が障がい者に配慮されていない | 13 障がい者用駐車場が少ない |
| 3 歩道や道路の段差や幅が障がい者に配慮されていない | 14 交通費の負担 |
| 4 横断用の信号の時間が短い | 15 発作など突然の心身の変化 |
| 5 音響式信号機の設置が十分でない | 16 周囲の目が気になる |
| 6 電車やバス内などでのアナウンスがわかりにくい | 17 困ったときどうすればいいか不安 |
| 7 バスやタクシーの乗り降り | 18 多動やこだわりのため、安全確保などが難しい |
| 8 駅での移動や乗り換え | 19 特にない |
| 9 駅での券売機の利用 | 20 その他() |
| 10 公共交通機関が少ない | |
| 11 トイレの利用 | |

5 就労について

問18 あなたは平日の日中、主にどのように過ごしていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 1 一般就労をしている(正社員)※障がい者雇用を含む | 11 就労や通所などはしていない |
| 2 一般就労をしている(パート・アルバイト)※障がい者雇用を含む | 12 その他() |
| 3 福祉的就労をしている(就労継続支援A型・B型など) | |
| 4 自宅で働いている(収入のある仕事) | |
| 5 地域活動支援センターに通って作業している(収入のある仕事) | |
| 6 地域活動支援センターに通っている(収入のある仕事はしていない) | |
| 7 日中支援の通所施設(生活介護)に通って作業している | |
| 8 学校に通っている | |
| 9 職業訓練を受けている | |

問19 問18で「働いている(1~5)」と回答した方にお聞きします。あなたが仕事をする上で困っていることは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 1 身体的な負担が大きい | 7 困ったときに相談する人がいない |
| 2 精神的な負担が大きい | 8 職場の人間関係 |
| 3 働く時間が長い | 9 職場の設備が障がい者に対応していない |
| 4 仕事自分には合わない | 10 職場の情報保障(手話・点字など)が不十分 |
| 5 給与・工賃などが少ない | 11 職場の障がい理解が不十分 |
| 6 仕事先に通いにくい | 12 特にない |
| | 13 その他() |

問20 あなたは今後の就労希望について主にどのように考えますか。今の仕事を続けた場合は、現在の就労状況に当てはまる選択肢をお選びください。(○はひとつ)

- 1 一般就労をしたい(正社員) ※ 障がい者雇用を含む
- 2 一般就労をしたい(パート・アルバイト) ※ 障がい者雇用を含む
- 3 福祉的就労をしたい(就労継続支援A型・B型など)
- 4 地域活動支援センターに通って作業したい(収入のある仕事)
- 5 地域活動支援センターに通って作業したい(収入のない仕事)
- 6 日中支援の通所施設(生活介護)に通って作業したい
- 7 働きたいと思わない
- 8 自宅で働きたい(自営業・内職・家業の手伝いなど)
- 9 その他()

問21 障がい者が一般就労するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| 1 就労のための総合的な相談支援 | 10 休職した際の復職支援 |
| 2 働く能力を身につけるための職業訓練 | 11 職場環境のバリアフリー化 |
| 3 職場を理解するための就労体験 | 12 障がいに対応した柔軟な勤務形態 |
| 4 障がい特性に合った職業・雇用の拡大 | 13 通勤手段や通勤支援の確保 |
| 5 障がい者向けの求人情報の提供 | 14 職場での良好な人間関係 |
| 6 企業の障がい者雇用への理解の促進 | 15 特になし |
| 7 職場の障がい理解の促進 | 16 その他() |
| 8 職場に定着するための支援(ジョブコーチなど) | |
| 9 働く時間以外の楽しみ(友人などとの交流や個人の趣味、余暇活動など) | |

6 サービス利用について

問22 あなたは次のサービスを利用していますか。また、利用していない場合、今後3年以内に利用したいと考えますか。枠の中に○をしてください

また、利用している方や、利用したくてもできない方で、サービスにご不満があれば、次のページの下にある太枠内から番号をご記入ください。(番号はいくつでも)

(1) 訪問系サービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 次のページの下の 太枠内から番号を 記入 (いくつでも)
① 居宅介護 (ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。また、通院や必要な外出に同行し、移動や手続きをサポートするサービスです。			
② 重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。			
③ 同行援護 視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。			
④ 行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。			
⑤ 自立生活援助 ひとり暮らしに必要な生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の電話対応など必要な支援を行います。			
(2) 日中活動系サービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 次のページの下の 太枠内から番号を 記入 (いくつでも)
① 生活介護 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。			

② 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。			
③ 就労移行支援 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。			
④ 就労継続支援（A型） 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。A型は雇用契約を結んで利用します。			
⑤ 就労継続支援（B型） 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。B型は雇用契約を結ばないで利用します。			
⑥ 短期入所（ショートステイ） 在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。			
⑦ 就労定着支援 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。			
⑧ 就労選択支援 就労アセスメント（状況把握）を通じて、本人の希望・能力・適性を整理し、就労継続支援B型・A型、就労移行支援、一般就労などの選択肢から最適な進路を選ぶようにサポートするサービスです。			

不満なこと（下から選んでそれぞれのサービスの＜不満の枠＞に番号を記入してください）

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 回数や時間が足りない | 5. 利用できる事業所が少ない |
| 2. 利用の日時が合わない | 6. 事業所や担当者の対応が良くない |
| 3. サービスの質が良くない | 7. その他（直接ご記入ください） |
| 4. 利用料が高い | |

⑨ 療養介護 医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で 医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や 日常生活上の相談支援、機能訓練等を行うサービス です。			
(3) 居住系サービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 次のページの中 段 太枠内から番号を 記入（いくつでも）
① 共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や 日常生活上の援助を行うサービスです。			
② 施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対 し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行う サービスです。			
③ 宿泊型自立訓練 知的障がい者または精神障がい者につき、居室そ の他の設備を利用させるとともに、家事等の日常 生活能力を向上させるための支援、生活等に関す る相談及び助言その他の必要な支援を行います。			
(4) その他のサービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 次のページの中 段 太枠内から番号を 記入（いくつでも）
① 補装具 補装具の購入や修理に要した費用を支給するサー ビスです。			
② 自立支援医療（更生医療） 障がいの軽減・機能改善のための医療費の支給を 行うサービスです。			
③ 自立支援医療（精神通院） 精神疾患など心の病気による通院医療費の支給を 行うサービスです。			

(5) 地域生活支援事業	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 次のページの中 段 太枠内から番号を 記入 (いくつでも)
① 意思疎通支援事業 意思疎通に支障のある方に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を円滑にするための支援を行うサービスです。			
② 移動支援 自立生活及び社会参加を促進するため、移動が困難な方に外出のための支援を行うサービスです。			
(5) 地域生活支援事業	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 下の太枠内から 番号を記入 (いくつ でも)
③ 日中一時支援事業 日中活動の場を提供するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している方に一時的な休息を提供するサービスです。			
④ 地域活動支援センター 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流などを行うサービスです。			

問23 あなたには、サービス利用全体に対して困っていることがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 サービスに関する情報が少ない | 6 誰に相談すればよいかわからない |
| 2 サービス利用の手続きが大変 | 7 特にない |
| 3 利用できるまで時間がかかる | 8 その他 () |
| 4 希望にあった事業者が見つからない、空きがない | |
| 5 自分に必要なサービスがない、わからない | |

とい 問24 ^{さいいじょう}40歳以上の方^{かた}にお伺^{うかが}いします。

あなたは、^{ようしえん}要支援・^{ようかいごにんてい}要介護認定と^{かいご}介護サービス^うを受けていますか。(○はひとつ)

- 1 ^{ようしえん}要支援・^{ようかいごにんてい}要介護認定を受けていない
- 2 ^{ようしえん}要支援・^{ようかいごにんてい}要介護認定を受けているが、^{かいご}介護サービス^{りよう}は利用していない
- 3 ^{ようしえん}要支援・^{ようかいごにんてい}要介護認定を受けており、^{かいご}介護サービス^{りよう}を利用している
- 4 わからない

とい 問25 これからあなたが^{きぼう}希望する暮らし^くをしていくために必要な^{ひつよう}支援^{しえん}はありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|---|
| 1 ^{しょう} 障 ^{かん} がいに関する ^{そうだんさき} 相談先 | 5 ^{しょうらい} 将来の ^{けいざいてき} 経済的なことに関する ^{かん} 相談先 ^{そうだんさき} |
| 2 ^{にっちゅうかつどう} 日中活動の ^{たいけん} 体験の ^ば 場 | 6 ^{さいがいじ} 災害時の ^う 受け入れ ^い 先 ^{さき} |
| 3 ^す 住まいに関する ^{かん} 相談先 ^{そうだんさき} | 7 ^{とく} 特 ^に ない |
| 4 ^{はたら} 働くことに関する ^{かん} 相談先 ^{そうだんさき} | 8 その他 (^た) |

とい 問26 あなたは「^{さい}18歳の^{かべ}壁」という^{がいねん}概念^しを知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 ^し 知っている | 2 ^し 知らない |
|----------------------|---------------------|

とい 問27 問26 で「^し知っている(1)」と回答^{かいとう}した方^{かた}にお聞き^きします。あなたは、どのような^{かだい}ことが^{おも}課題^{おも}と思いますか。

7 ^{そうだん}相談・^{じょうほう}情報^{について}

とい 問28 あなたには、^{にちじょうせいかつ}日常生活^{こま}で困^{こま}っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|---|
| 1 ^み 身の ^{まわ} 回りのことが ^{じゅうぶん} 十分できない | 9 ^{がいしゅつ} 外出 ^{こま} について困 ^{こま} っている |
| 2 ^{けんこうじょうたい} 健康状態に ^{ふあん} 不安がある | 10 ^{しゅうろう} 就労 ^{こま} について困 ^{こま} っている |
| 3 ^す 住まいについて ^{こま} 困 ^{こま} っている | 11 ^{けいざいてき} 経済的に ^{ふあん} 不安がある |
| 4 ^{きんきゅうじ} 緊急時の ^{たいおう} 対応に ^{ふあん} 不安がある | 12 ^{しょうらい} 将来に ^{ふあん} 不安がある |
| 5 ^{りよう} 利用できる ^{にっちゅうかつどう} 日中活動の ^ば 場がない | 13 ^{とく} 特 ^に ない |
| 6 ^よ 余暇活動 ^{かつどう} や遊ぶことが ^{じゅうぶん} 十分できない | 14 その他 (^た) |
| 7 ^{スポーツ・レクリエーション} スポーツ・レクリエーションが ^{じゅうぶん} 十分できない | |
| 8 ^{にちじょうせいかつ} 日常生活に ^{ひつよう} 必要なことを ^{はんだん} 判断したり、 ^き 決めたりすることができない | |

問29 あなたは、情報^{じょうほう}を入手^{にゆうしゅ}したり、コミュニケーションをとるうえで困^{こま}ることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 案内表示^{あんないひょうじ}がわかりにくい
- 2 音声情報^{おんせいじょうほう}や文字情報^{もじじょうほう}が少^{すく}ない
- 3 パソコン・タブレット等^{とう}の使い方がわからない
- 4 Web（ホームページ）が音声読み上げソフトや拡大ソフト^{かくだい}に対応^{たいおう}していない
- 5 問合せ先の情報^{さき}にFAX番号^{ばんごう}やメールアドレス^{きさい}の記載^{きさい}がない
- 6 相手^{あいて}と直接^{ちよくせつかう}顔を合^あわせて話^{はな}すのが苦手^{にがて}
- 7 うまく話^{はなし}や質問^{しつもん}ができない、自分の思い^{じぶん}を伝^{つた}えることを控^{ひか}えてしまう
- 8 相手が介助者^{かいじょしゃ}と話^{はな}してしまう
- 9 読むことが難^{むずか}しかったり、複雑^{ふくざつ}な文章^{ぶんしょう}表現^{ひょうげん}がわかりにくい（簡単^{かんたん}でわかりやすい文章^{ぶんしょう}にしてほしい）
- 10 難^{むずか}しい言葉^{ことば}や早口^{はやくち}で話^{はな}されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧^{ていねい}な説明^{せつめい}がほしい）
- 11 状況判断^{じょうきょうはんだん}が困難^{こんなん}なので、説明^{せつめい}されても相手^{あいて}の意思^{いし}や情報^{じょうほう}を正^{ただ}しく把握^{はあく}できない
- 12 その他（^た）
- 13 特に困^{こま}ることはない

問30 あなたは普段^{ふだん}、困^{こま}ったときに誰^{だれ}に相談^{そうだん}していますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1 同居 ^{どうきょ} の家族 ^{かぞく} | 12 社会福祉協議会 ^{しゃかいふくしきょうぎかい} |
| 2 別居 ^{べつきょ} の家族・親族 ^{しんぞく} | 13 身体障害者相談員・知的障害者相談員 ^{しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん} |
| 3 友人・知人（障がい者） ^{ゆうじん ちじん しょう しゃ} | 14 相談支援事業所 ^{そうだんしえんじぎょうしょ} |
| 4 友人・知人（健常者） ^{ゆうじん ちじん けんじょうしゃ} | 15 就労支援センターなど ^{しゅうろうしえん} |
| 5 近所の人 ^{きんじょ ひと} | 16 保健所 ^{ほけんじょ} |
| 6 基幹相談支援センター ^{きかんそうだんしえん} | 17 福祉保健センター ^{ふくしほけん} |
| 7 市のケースワーカー ^し | 18 難病相談・支援センター ^{なんびょうそうだん しえん} |
| 8 ホームヘルパー | 19 障がい者団体・家族会・患者会 ^{しょう しゃだんたい かぞukai かんじゃかい} |
| 9 福祉施設の職員 ^{ふくししせつ しょくいん} | 20 相談 ^{そうだん} したいができない、できる人 ^{ひと} がいない |
| 10 医療関係者 ^{いりょうかんけいしゃ} | 21 その他（ ^た ） |
| 11 民生委員・児童委員 ^{みんせいいいん じどういいん} | |

問31 相談について、困ることはありますか。(〇はいくつでも)

- 1 相談相手や相談窓口をどうやって探せばいいかわからない
- 2 相談したい内容について、どの相談窓口で取り扱っているのかわからない
- 3 相談窓口で相談しようとしても、専門外などの理由で受け付けてもらえない
- 4 相談窓口で相談しても満足 of いく回答がもらえない
- 5 夜間や休日などに相談できる相談窓口がない
- 6 相談したいことを自分でうまく伝えることができない
- 7 プライバシー保護に不安がある
- 8 相談窓口が遠い
- 9 その他 ()
- 10 特にない

問32 あなたは、福祉サービスなどの情報を、主にどこから入手していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 広報戸田市 | 11 医療機関 |
| 2 埼玉県広報「彩の国だより」 | 12 福祉施設 |
| 3 障害者福祉のしおり | 13 相談支援事業所 |
| 4 市のパンフレットなど | 14 保健所 |
| 5 市のホームページ | 15 福祉保健センター |
| 6 その他のホームページ | 16 難病相談・支援センター |
| 7 テレビ・ラジオ | 17 障がい者団体・家族会・患者会 |
| 8 新聞・書籍 | 18 友人・知人 |
| 9 SNS (ツイッターなど) | 19 特にいない |
| 10 市役所 | 20 その他() |

問33 あなたはパソコンやスマートフォンなど、どのように利用していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 家族や友人、知人や同僚との連絡 | 3 主にゲームやSNS |
| 2 計算や文章、グラフ等の作成 | 4 利用していない |

※使い方が分からない時は、誰に教えてもらいますか。

()

8 権利擁護・障がい理解について

問34 あなたや家族の方は、あなたの障がいのことで差別や人権侵害を受けていると、どのような場面で感じるでしょうか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 学校・職場 | 7 家族・親戚づきあい |
| 2 仕事を探すとき | 8 住んでいる地域や地域活動 |
| 3 まちなか | 9 政治参加 |
| 4 商業施設 | 10 住まいを探すとき |
| 5 スポーツ・余暇活動 | 11 別に差別や人権侵害は感じない |
| 6 病院などの医療機関 | 12 その他（ ） |

問35 あなたには、障がいがあることを理由とした差別を受けたり、見たりしたことに対して、相談できる人や場所がありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 同居の家族 | 12 社会福祉協議会 |
| 2 別居の家族・親族 | 13 身体障害者相談員・知的障害者相談員 |
| 3 友人・知人（障がい者） | 14 相談支援事業所 |
| 4 友人・知人（健常者） | 15 就労支援センターなど |
| 5 近所の人 | 16 保健所 |
| 6 基幹相談支援センター | 17 福祉保健センター |
| 7 市のケースワーカー | 18 難病相談・支援センター |
| 8 ホームヘルパー | 19 障がい者団体・家族会・患者会 |
| 9 福祉施設の職員 | 20 特にいない |
| 10 医療関係者 | 21 その他（ ） |
| 11 民生委員・児童委員 | |

問36 あなたは障害者差別解消法についてご存じでしたか。（○はひとつ）

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 名前も内容も知っていた | 3 名前も内容も知らなかった |
| 2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった | |

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法	しょう りゆう さべつ きょうせいしゃかい じつげん もくてき 障がいを理由とする差別をなくし、共生社会を実現することを目的とした法律です。障がいを理由とした差別的な取扱いの禁止や、社会的障壁（バリア）をなくすための合理的な配慮などについて定めています。
--------------------------------	--

問37 あなたは虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか（○はひとつ）

- 1 ある 2 ない 3 わからない

問38 あなたは、職場や身内、障害者福祉施設やグループホーム等の職員から虐待を受けたとしたら、どこ（誰）に相談しますか。（○はいくつでも）

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|------------------------------|
| 1 | しょうがいしゃぎゃくたいぼうし
障害者虐待防止センター | 5 | けいさつ
警察 |
| | きかんそうだんしえん
(基幹相談支援センター) | 6 | しせつしよくいん
施設職員 |
| 2 | そうだんしえんじぎょうしょ
相談支援事業所 | 7 | ぎゃくたいつうほう
虐待通報ダイヤル（#7171） |
| 3 | みんせいいいいん
民生委員 | 8 | た
その他（ ） |
| 4 | しやくしょ
市役所のケースワーカー | 9 | だれ
どこ（誰）に相談すれば良いかわからない |

問39 あなたは成年後見制度についてご存じですか。(○はひとつ)

- 1 ^{りよう}すでに利用している
- 2 ^{なまえ}名前も^{ないよう}内容も^し知っている
- 3 ^{なまえ}名前を^き聞いたことがあるが、^{ないよう}内容は^し知らない
- 4 ^{なまえ}名前も^{ないよう}内容も^し知らない
- 5 ^{りよう}利用したいが^{りよう}できなかった、または^{りよう}利用したくない

※ 5 を ^{えら}選 ^{かた}んだ方は、その ^り理 ^{ゆう}由は何ですか。

理由 ()

成年後見 障がいなどの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための
制度です。成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに 行ったり、本人
が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

問40 あなたは、障がいや障がい者についての理解を広げるためには、どのようなことが大切だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---|--|----|---|
| 1 | ちい ころ しょう じ こうりゅう
小さい頃から 障がい児と交 流 すること | 8 | しょう りかい こうほう ぴーあーる
障がい理解のための広 報 ・ P R |
| 2 | しょう じ ちいき がっこう まな
障がい児が地域の学 校 で学 ぶこと | 9 | しょう しゃ じ しん じょうほうはっしん
障がい者自身が情 報 発信すること |
| 3 | しょう しゃ ちいき かつどう さんか
障がい者が地域の活動に参 加 すること | 10 | しえん いくせい
支援グルー ー やボランティアの育成 |
| 4 | しょう しゃ しょくば はたら
障がい者がさまざまな職 場 で 働 くこと | 11 | しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち
障 害 者 差 別 解 消 法 の周知 |
| 5 | がっこう しょう かん きょういく
学 校 での 障 がいに関する教 育 | 12 | わからない |
| 6 | ちいき しょう かん けいはつ
地 域 での 障 がいに関する啓 発 | 13 | とく 特 にない |
| 7 | しょくば しょう かん けいはつ
職 場 での 障 がいに関する啓 発 | 14 | た その他 () |

9 さいがい 災害について

問41 さいがい 災害などの きんきゅう 緊急時に、どうきょ 同居の かぞく 家族が ばあい 不在の 場合や ひとりぐ 一人暮らしの 場合、きんじょ 近所にあな
たを たす 助けてくれる 人は いますか。(○はいいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 1 べっしょ 別居の かぞく 家族や しんぞく 親族 | 6 しやくしょ 市役所 (でさき 出先 機関も 含む) の ひと 人 |
| 2 ゆうじん 友人・ ちじん 知人 | 7 えんじょ 援助して くれる 人は いない |
| 3 じちかい 自治会・ ちょうかい 町 会 の ひと 人 | 8 とく 特に えんじょ 援助を 必要と して いない |
| 4 けいさつ 警察や しょうぼうしょ 消防署 の ひと 人 | 9 その他 () |
| 5 ホームヘルパーなど | |

問42 あなたは とだ し さいがい じ 戸田市 災害時 要 えんご 援護者 避難 し えんせい 制度 に ばんざい 登録 していますか。(○はひとつ)

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1 とうろく 登録 している | 3 せいど 制度 そのものを し 知らない、 わからない |
| 2 とうろく 登録 していないが、 こんご 今後 とうろく 登録 したい | 4 とうろく 登録 していない |

※ 4 を えら 選んだ 方は、その りゆう 理由 は何 ですか。

理由 ()

とだ し さいがい じ 戸田市 災害時 えんご 要 援護者 避難 し えんせい 制度	とうろく しんせい 登録 申請書 をもとに、 し 市が じんめい 氏名 や しんたい 身体 の じょうきょう 状況、 きんきゅう 緊急 連絡先、 じたく 自宅 の ちず 地図 など どの じょうほう 情報を 記載 した「こべつけいかく 個別計画」を さいせい 作成 して、 ちょうかい 町 会・ じちかい 自治会 や しょうぼう 消防、 けいさつ 警察 に ていきょう 提供 し、 さいがい 災害 時の 避難 支援 や あんぴ 安否 確認 を 円滑 に 行う ことを めざ 目指 す ものです。
---	--

問43 さいがい 災害 が 起 こった とき 時に 備 え、あなた が 知 っている こと や けいけん 経験 した ことは ありますか。
(○はいいくつでも)

- 1 ちか 近くの していひなんじょ 指定 避難所 (さいがい 災害 の けいけん 危険 が なくなる まで たいざい 滞在 することが できる 場所) は どこ か 知 っている
- 2 さいがい 災害 時の ふくし 福祉 避難所 (しょう 障 が い しゃ 者 や こうれい 高齢 者 など はいりょ 配慮 を 要 する 方を 優先 的に うけいれ 受け 入れる 施設) が どこ か 知 っている
- 3 ぼうさいくんれん 防災 訓練 に さんか 参加 もしくは 誘 われた ことがある
- 4 かぞく 家族 など と れんらく 連絡 方法 を 決めて いる (さいがい 災害 用 伝言 ダイヤル など)
- 5 とだ し 戸田市 ハザードブック を 知 っている
- 6 とだ し しょうはいりょ 市 要 配慮 者 支援 ガイドブック を 知 っている
- 7 ぼうさい 防災 情報 を 含む 「いいとだメール」 に とうろく 登録 している
- 8 ぼうさい 防災 ラジオ 等の ぼうさい 防災 グッズ を そな 備 えている
- 9 その他 ()
- 10 とく 特 に ない

問44 あなたは地震などの災害が起きたときのことについて、どのようなことに不安を感じていますか。(○はいくつでも)

- 1 ひとりでは避難できない
- 2 自分では助けを呼ぶことができない
- 3 近所に助けてくれる人がいないことが不安
- 4 障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所が近くにない
- 5 自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安
- 6 災害についての情報を得るのが難しい
- 7 通勤や通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない
- 8 避難の仕方や、避難する場所がわからない
- 9 避難所の設備が車いすやストマ用装具等の福祉用具の使用に対応しているか不安
- 10 電動車いすや人工呼吸器などを使用するための電源が使えるか不安
- 11 避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい
- 12 いつも服用している薬や医療的ケア等を確保できるか不安
- 13 避難できない、または避難したくないので、自宅に支援物資などを届けてくれるかどうか
- 14 特にない
- 15 その他()

10 じゆういけん 自由意見

問45 市の障がい者施策に関するご意見やご要望、困ったこと、感じたことなどをご自由にお書きください。

かいとう
ご回答ありがとうございました。

きにゆう ちょうさひよう どうふう へんしんようふうとう い きって は
記入した調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに、

れいわ ねん がつ にち きん
令和8年8月14日（金）までに、ポストに投函してください。

とだし しょう じ しょう しゃ かか そうごうけいかく
戸田市 障がい児・障がい者に係る総合計画ちゅうかんみなお きょうりよく ねが
中間見直しのためのアンケート ご協力のお願い

ひごろ とだし ふくしぎょうせい りかい きょうりよく あつ れいもう あ
日頃から戸田市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、戸田市では、「戸田市障がい者総合計画（令和6年度～令和11年度）」の中間見直しに取り組むことになりました。この調査は、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などに、日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などをお聞きするために実施するものです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆様からいただいたご回答内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。ご回答いただいた内容が明らかにされたり、他の目的に使用されるなど、皆様のご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

れいわ ねん がつ
令和8年7月
と だ し
戸 田 市

きにゅう
ご記入にあたって

- ① できるだけあて名のご本人がお答えください。ご本人が障がいや病気、年齢などの理由で回答することが難しい場合には、家族や介助者の方などが、ご本人の意向を尊重してご記入ください。なお、保護者の方にもご回答いただく設問もあります。
- ② 質問への回答には、あてはまる番号に○をつけるものや、記入欄に直接ご記入いただくものなどがあります。質問文をよく読んでお答えください。
- ③ 「その他」に回答したときは、（ ）内にその内容を具体的にお書きください。

きにゅう ちょうさひょう れいわ ねん がつ にち きん どうふう へんしんようふうとう い
記入した調査票は、**令和8年8月14日（金）**までに同封の返信用封筒に入れて、
きって は どうかん ちょうさひょう へんしんようふうとう なまえ じゅう
切手を貼らずにポストに投函してください。調査票や返信用封筒にはお名前やご住所、電話番号などは書かないでください。

と あ とだし けんこうふくしぶ しょうがいふくしか
【お問い合わせ】 戸田市 健康福祉部 障害福祉課

でん わ
電 話：048-441-1800（内線283、699）

ふあくす
FAX：048-444-5588

1 ご本人について

問1 この調査票にご回答いただくのはどなたですか。(○はひとつ)

- ご本人(ご本人の回答を他の方が代筆する場合も含みます)
- ご家族の方
- その他()

※ この調査票で「あなた」とあるのは、あて名のご本人(お子さん)のことです。

問2 あなたの年齢をお聞きします。令和8年4月1日現在の満年齢をお書きください。

満

歳

問3 あなたが持っている手帳をお聞きします。手帳をお持ちの方は、選択肢右側の等級・程度にも○をつけてください。(○はいくつでも)

1	身体障害者手帳	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
2	療育手帳	まるえー ①	えー A	びー B	しー C		
3	精神障害者保健福祉手帳	1 級	2 級	3 級			
4	手帳は持っていない						

問4 身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします。障がいの種類は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 視覚障がい | 5 肢体不自由(上肢) |
| 2 聴覚・平衡機能障がい | 6 肢体不自由(下肢) |
| 3 盲ろう(視覚障害と聴覚障害の重複) | 7 肢体不自由(体幹) |
| 4 音声・言語・そしゃく機能障がい | 8 内部障がい(1~7以外) |

問5 あなたには、次の疾患や障がいがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 難病(指定難病) | 7 気分障がい(うつ病・躁うつ病など) |
| 2 発達障がい | 8 統合失調症 |
| 3 高次脳機能障がい | 9 神経症 |
| 4 強度行動障がい | 10 特にない |
| 5 慢性疾患(糖尿病・心臓疾患など) | 11 その他() |
| 6 依存症(アルコール・薬物など) | |

なんびょう 難病（指定難病）	きんいしゆくせいそくさくこうかしょう 筋委縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立して いない疾病その他の特殊な疾病をいいます。
はったつしょう 発達障がい	じへい 自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症（学習障がい）、 チック症、吃音などが含まれます。
こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい	いっばん 一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受け その後遺症などとして生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行 動障がい、失語などの認知障がいなどをいいます。
きやうどうこうどうしょう 強度行動障がい	じしょう 自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の ひと 人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こることです。

2 医療や介護の状況について

問6 あなたは現在、障がいに関することで医療機関を受診していますか。（○はひとつ）

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 受診していない | 4 自宅で往診を受けている |
| 2 通院している | 5 その他（ ） |
| 3 入院している | |

問7 あなたには、医療に関して困っていることがありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 障がいが重くなったり病状が進むこと | 8 医療について気軽に相談できる場がない |
| 2 医療機関が家の近くにない | 9 障がいが理由で医療拒否されたことがある |
| 3 障がいについての専門の医療機関がない | 10 十分なリハビリテーションが受けられない |
| 4 休日や夜間に対応してくれる医療機関がない | 11 治療の説明が十分理解できない |
| 5 通院のための介護者が確保しにくい | 12 医療費の負担が大きい |
| 6 通院のための交通機関が整備されていない | 13 特にない |
| 7 医療機関がバリアフリー化されていない | 14 その他（ ） |

問8 あなたは次のような日常生活に、介護を必要としていますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 1 食事をする | 6 家の中で移動する | 10 薬を飲んだり管理する |
| 2 排せつをする | 7 外出する | 11 医療的ケアを受ける |
| 3 入浴する | 8 コミュニケーションをとる | 12 介護は必要としていない |
| 4 着替えをする | (読み書き・電話など) | |
| 5 身だしなみを整える | 9 お金を管理する | 13 その他（ ） |

医療的ケア 日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことです。痰の吸引や経管栄養の注 入 などがあります。

問9 あなたを介助しているのは、主にどなたですか。(○はひとつ)

- | | | |
|------------------|---------------|---------------|
| 1 おや 親 | 4 ホームヘルパー | 6 介助は必要としていない |
| 2 きょうだいしまい 兄弟姉妹 | 5 しせつ 施設などの職員 | 7 その他 () |
| 3 その他(た しんぞく)の親族 | | |

3 す 住まいや暮らしについて

問10 あなたは現在、どこで暮らしていますか。(○はひとつ)

- 1 いっぱん じゅうたく こ だ 一般の住宅(戸建て、アパート、マンション、公営住宅等)
- 2 ふくししせつ しょうがいじにゆうしよしえんしせつ 福祉施設(障害児入所支援施設など)
- 3 ちようきてき びょういん にゅういん 長期的に病院に入院している
- 4 その他 ()

問11 問10で「一般の住宅で暮らしている(1)」と回答した方にお聞きします。あなたは、現在どなたと一緒に住まいですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------|-----------------|------------------|
| 1 ひとりぐ 一人暮らし | 3 ちちおや 父親 | 5 その他(た しんぞく)の親族 |
| 2 ははおや 母親 | 4 きょうだいしまい 兄弟姉妹 | 6 その他 () |

問12 あなたは次のような地域活動や文化芸術活動などに参加していますか。また、今後も引き続き参加したいと思いますか。（「現在」と「今後」の両方を回答（番号の横の枠に○）してください）（○はいくつでも）

地域活動・文化芸術活動	現在	今後
	参加している	参加したい
1 地域の行事やお祭り		
2 スポーツ・運動に関する活動		
3 趣味・レクリエーションに関する活動		
4 障がい者団体の活動		
5 ボランティアなどの社会貢献活動		
6 音楽・絵画・工芸などの文化芸術活動		
7 その他参加したい活動（		）

4 外出について

問13 あなたは普段、どのくらいの頻度で外出していますか。（○はひとつ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 ほとんど毎日 | 4 月に1～3日くらい |
| 2 週に3～5日くらい | 5 あまり外出しない |
| 3 週に1～2日くらい | |

問14 あなたは普段、どのような目的で外出していますか。（○はいくつでも）

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 通学・通園 | 7 スポーツ・運動・レクリエーション |
| 2 施設への通所 | 8 人との交流（人づきあい） |
| 3 通院 | 9 旅行 |
| 4 訓練・リハビリ | 10 あまり外出しない |
| 5 買い物 | 11 その他（ |
| 6 趣味活動・遊び | ） |

問15 あなたは、外出するとき、どのようなことで困っていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1 付き添ってくれる人（移動を支援するヘルパーを含む）がいない | |
| 2 建物の段差・階段・設備が障がい者に配慮されていない | |
| 3 歩道や道路の段差や幅が障がい者に配慮されていない | |
| 4 横断用の信号の時間が短い | |
| 5 音響式信号機の設置が十分でない | |
| 6 電車やバス内などでのアナウンスがわかりにくい | |
| 7 バスやタクシーの乗り降り | 14 交通費の負担 |
| 8 駅での移動や乗り換え | 15 発作など突然の心身の変化 |
| 9 駅での券売機の利用 | 16 周囲の目が気になる |
| 10 公共交通機関が少ない | 17 困ったときどうすればいいか不安 |
| 11 トイレの利用 | 18 多動やこだわりのため、安全確保などが難しい |
| 12 休憩場所がない | 19 特にない |
| 13 障がい者用駐車場が少ない | 20 その他（ ） |

5 療育・教育について

問16 あなたは普段、どこに通っていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 保育園 | 8 中学校（通常学級） |
| 2 幼稚園 | 9 中学校（特別支援学級） |
| 3 児童発達支援センター | 10 特別支援学校（中学部） |
| (あすなろ学園など) | 11 高等学校 |
| 4 児童発達支援事業所または放課後等デイサービス | 12 特別支援学校（高等部） |
| 5 小学校（通常学級） | 13 その他の学校 |
| 6 小学校（特別支援学級） | 14 どこにも通っていない |
| 7 特別支援学校（小学部） | 15 その他（ ） |

問17 あなたや保護者の方には、療育や教育について、困っていることはありますか。(○はいいくつでも)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 療育や教育に関する情報が少ない | 7 学校教育修了後の進路に不安がある |
| 2 教職員の指導の仕方が心配 | 8 通学(送り迎え)が大変である |
| 3 今後の学校選択で迷っている | 9 親などの介助者が必要 |
| 4 友だちとの関係づくりに問題がある | 10 特にない |
| 5 学校のカリキュラムが本人に合わない | 11 その他() |
| 6 学校などのバリアフリーが十分でない | |

問18 小学校入学前の方にお聞きします。あなたは、小学校はどの教育機関を希望しますか。(○はひとつ)

- | | |
|--------------|----------|
| 1 小学校の通常学級 | 4 わからない |
| 2 小学校の特別支援学級 | 5 その他() |
| 3 特別支援学校の小学部 | |

問19 小学校(小学部)または中学校(中学部)に通っている方にお聞きします。あなたは、中学校(中学部)卒業後はどのような進路を希望しますか。(○はひとつ)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 高等学校(夜間を含む) | 5 福祉的就労以外の通所施設 |
| 2 特別支援学校の高等部 | 6 特にどこにも通わない |
| 3 通信制高校など | 7 わからない |
| 4 生活訓練や就労支援の訓練施設 | 8 その他() |

問20 高等学校(高等部)に通っている方にお聞きします。あなたは、高等学校(高等部)卒業後はどのような進路を希望しますか。(○はいいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 1 大学や短期大学 | 9 特にどこにも通わない |
| 2 専門学校や専修学校 | 10 わからない |
| 3 職業訓練学校 | 11 その他() |
| 4 一般就労(正社員)※障がい者雇用を含む | |
| 5 一般就労(パート・アルバイト)※障がい者雇用を含む | |
| 6 自宅で働く(自営業・内職・家業の手伝いなど) | |
| 7 福祉的就労(就労継続支援A型・B型など) | |
| 8 日中支援の通所施設(生活介護) | |

問21 ^{とい} ^{すべ} ^{かた} ^き **全ての方にお聞きします。** ^{こうとうがっこうそつぎょうご} ^{しょう} ^{しゃ} ^{しゅうろうしえんしきく} ^{きょうか} 高等学校卒業後の障がい者の就労支援施策の強化を
^め ^ぎ ^{なか} ^{しょう} ^{しゃ} ^{しゅうろう} 目指す中で、障がい者が就労するためには、どのようなことが必要だと思えますか。
 (○はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1 ^{がっこう} ^{しよくぎょうきょういく} ^{しんろしどう} ^{じゅうじつ} 学校での職業教育や進路指導の充実 | 10 ^{きぎょう} ^{しょう} ^{しゃごよう} ^{りかい} ^{そくしん} 企業の障がい者雇用への理解の促進 |
| 2 ^{しゅうろう} ^{そうごうてき} ^{そうだんしえん} 就労のための総合的な相談支援 | 11 ^{しよくば} ^{しょう} ^{りかい} ^{そくしん} 職場の障がい理解の促進 |
| 3 ^{はたら} ^{のうりよく} ^み ^{しよくぎょうくんれん} 働く能力を身につけるための職業訓練 | 12 ^{しよくばかんきょう} ^か 職場環境のバリアフリー化 |
| 4 ^{しよくば} ^{りかい} ^{しゅうろうたいけん} 職場を理解するための就労体験 | 13 ^{しょう} ^{たいおう} ^{じゅうなん} ^{きんむけいたい} 障がいに対応した柔軟な勤務形態 |
| 5 ^{しょう} ^{とくせい} ^あ ^{しよくぎょう} ^{こよう} ^{かくだい} 障がい特性に合った職業・雇用の拡大 | 14 ^{しよくば} ^{りょうこう} ^{にんげんかんけい} 職場での良好な人間関係 |
| 6 ^{しょう} ^{しゃむ} ^{きゅうじんじょうほう} ^{ていきょう} 障がい者向けの求人情報の提供 | 15 ^{とく} 特にない |
| 7 ^{つうきんしゅだん} ^{つうきんしえん} ^{かくほ} 通勤手段や通勤支援の確保 | 16 ^た その他 () |
| 8 ^{しよくば} ^{ていちゃく} ^{しえん} 職場に定着するための支援 (ジョブコーチなど) | |
| 9 ^{はたら} ^{じかん} ^{いがい} ^{たの} ^{ゆうじん} ^{こうりゅう} ^{こじん} ^{しゅみ} ^よ ^{かかつどう} 働く時間以外の楽しみ (友人などとの交流や個人の趣味、余暇活動など) | |

6 サービス利用について

問22 あなたは次のサービスを利用していますか。また、利用していない場合、今後3年以内に利用したいと考えますか。枠の中に○をしてください

また、利用している方や、利用したくてもできない方で、サービスにご不満があれば、ページの下にある太枠内から番号をご記入ください。(番号はいくつでも)

(1) 訪問系サービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	<不満の枠> ページの下の太 枠内から番号を 記入(いくつでも)
① 居宅介護(ホームヘルプ) 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。また、通院や必要な外出に同行し、移動や手続きをサポートするサービスです。			
② 重度訪問介護 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。			
③ 同行援護 視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。			
④ 行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。			
⑤ 自立生活援助 ひとり暮らしに必要な生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の電話対応など必要な支援を行います。			

不満なこと(下から選んでそれぞれのサービスの<不満の枠>に番号を記入してください)

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 回数や時間が足りない | 5. 利用できる事業所が少ない |
| 2. 利用の日時が合わない | 6. 事業所や担当者の対応がよくない |
| 3. サービスの質がよくない | 7. その他(直接ご記入ください) |
| 4. 利用料が高い | |

にっちゅうかつどうけい (2) 日中活動系サービス	りよう 利用 して いる	ねんい 3年以内 に利用 したい	ふまん わく <不満の枠> つぎ 次のページの下の ふとわくない ばんごう 太枠内から番号を きにゅう 記入 (いくつでも)
① 生活介護 つね かいご ひつよう かた しせつ にゅうよく はい しょくじ 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の かいご そうさくてきかつどう きかい ていきよう 介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。			
② 自立訓練 (機能訓練、生活訓練) じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、 いつてい きかん しんたいきのう せいかつのうりよくこうじょう 一定の期間における身体機能や生活能力向上 のために必要な訓練を行うサービスです。			
③ 就労移行支援 しゅうろういこうしえん つうじょう じぎょうしょ はたら かた いつてい きかん 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、 しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじょう 就労に必要な知識及び能力の向上のための くんれん おこな 訓練を行うサービスです。			
④ 就労継続支援 (A型) しゅうろうけいぞくしえん えーがた つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん かた しゅうろう 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の きかい ていきよう せいさんかつどう た かつどう きかい 機会の提供や生産活動その他の活動の機会の ていきよう ちしき のうりよく こうじょう くんれん おこな 提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサ ービスです。A型は雇用契約を結んで利用します。			
⑤ 就労継続支援 (B型) しゅうろうけいぞくしえん びーがた つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん かた しゅうろう 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の きかい ていきよう せいさんかつどう た かつどう きかい てい 機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提 供、知識や能力の向上のための訓練を行うサ ービスです。B型は雇用契約を結ばないで利用します。			
⑥ 短期入所 (ショートステイ) たんきにゅうしょ ざいたく しょう しゃ じ かいご かた びょうき ばあい 在宅の障がい者 (児) を介護する方が病気の場合 などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、 はい しょくじ かいご おこな 排せつ、食事の介護などを行うサービスです。			
⑦ 就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、 じぎょうしょ かぞく れんらくちょうせいとう しえん いつてい 事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の きかん おこな 期間にわたり行うサービスです。			

⑧ 就労選択支援 就労アセスメント(状況把握)を通じて、本人の希望・能力・適性を整理し、就労継続支援B型・A型、就労移行支援、一般就労などの選択肢から最適な進路を選ぶようにサポートするサービスです。			
⑨ 療養介護 医療と常時介護を必要とする方に、病院等の施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援、機能訓練等を行うサービスです。			
(3) 居住系サービス	利用している	3年以上に利用したい	<不満の枠> ページの下の太枠内から番号を記入(いくつでも)
① 共同生活援助(グループホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。			
② 施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行うサービスです。			
③ 障害児入所支援 障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う施設であり、「福祉型」と「医療型」の2つに分類されます。			

不満なこと(下から選んでそれぞれのサービスの<不満の枠>に番号を記入してください)

1. 回数や時間が足りない	5. 利用できる事業所が少ない
2. 利用の日時が合わない	6. 事業所や担当者の対応がよくない
3. サービスの質がよくない	7. その他(直接ご記入ください)
4. 利用料が高い	

(4) その他のサービス	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ ページの下の太 枠内から番号を 記入（いくつでも）
① 補装具 補装具の購入や修理に要した費用を支給するサービスです。			
② 自立支援医療（育成医療） 障がい児を対象に、障がいの軽減・機能改善のための医療費の支給を行うサービスです。			
③ 自立支援医療（更生医療） 障がい者を対象に、障がいの軽減・機能改善のための医療費の支給を行うサービスです。			
④ 自立支援医療（精神通院） 精神疾患など心の病気による通院医療費の支給を行うサービスです。			
(5) 地域生活支援事業	利用 して いる	3年以内 に利用 したい	＜不満の枠＞ 下の太枠内から 番号を記入（いく つでも）
① 意思疎通支援事業 意思疎通に支障のある方に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を円滑にするための支援を行うサービスです。			
② 移動支援 自立生活及び社会参加を促進するため、移動が困難な方に外出のための支援を行うサービスです。			
③ 日中一時支援事業 日中活動の場を提供するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している方に一時的な休息を提供するサービスです。			
④ 地域活動支援センター 創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流などを行うサービスです。			

しょう じ しえん (6) 障がい児支援のためのサービス	りよう 利用 して している	ねんい ない 3年以内に りよう 利用 したい したい	ふまん わく <不満の枠> した ふとわくない 下の太枠内から ばんごう きにゅう 番号を記入（い くつでも）
じどうはつたつしえん ① 児童発達支援 にちじようせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき 日常生活における基本的な動作の指導、知識 ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん 技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援 おこな を行うサービスです。			
いりようがたじどうはつたつしえん ② 医療型児童発達支援 にちじようせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしき 日常生活における基本的な動作の指導、知識 ぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん 技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援 くわ あわ ちりよう おこな に加え、併せて治療も行うサービスです。			
ほうかごどう ③ 放課後等デイサービス がっこう じゅぎょうしゅうりようご がっこう きゅうこう び じどう 学校の授業終了後や学校の休校日に、児童 はつたつしえん しせつ かよい せいかつ のうりよく 発達支援センターなどの施設に通い、生活能力 こうじよう ひつよう くんれん しゃかい こうりゅう 向上のために必要な訓練や、社会との交流の そくしん しえん おこな 促進などの支援を行うサービスです。			
ほいくしょうほうちんしえん ④ 保育所等訪問支援 ほいくしょ ほうちん しょう じ たい しょう 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい じいがい じどう しゅうだんせいかつ てきおう 児以外の児童との集団生活への適応のため せんもんてき しえん おこな の専門的な支援などを行うサービスです。			
きょたくほうちんがたじどうはつたつしえん ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 がいしゅつ こんなん こ たい しえんいん 外出することが困難なお子さまに対し、支援員 きょたく ほうちん にちじようせいかつ きほんてき が居宅を訪問し、日常生活における基本的な どうさ ちしきぎのう しどう せいかつ のうりよく こうじよう 動作・知識技能の指導、生活能力向上のため ひつよう くんれん など おこな に必要な訓練等を行います。			

ふまん した えら
不満なこと（下から選んでそれぞれのサービスの<不満の枠>に番号を記入してください）

かいすう じかん た
1. 回数や時間が足りない

りよう にちじ あ
2. 利用の日時が合わない

サービス しつ
3. サービスの質がよくない

りようりよう たか
4. 利用料が高い

りよう じぎょうしょ
5. 利用できる事業所が少ない

じぎょうしょ たんとうしゃ たいおう
6. 事業所や担当者の対応がよくない

た ちよくせつ きにゅう
7. その他（直接ご記入ください）

問23 あなたや保護者の方には、サービス利用全体に対して困っていることがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 サービスに関する情報が少ない | 6 誰に相談すればよいかわからない |
| 2 サービス利用の手続きが大変 | 7 特にない |
| 3 利用できるまで時間がかかる | 8 その他 () |
| 4 希望に合った事業者が見つからない、空きがない | |
| 5 自分に必要なサービスがない、わからない | |

問24 これからあなたが希望する暮らしをしていくために必要な支援はありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 障がいに関する相談先 | 5 将来の経済的なことに関する相談先 |
| 2 日中活動の体験の場 | 6 災害時の受け入れ先 |
| 3 住まいに関する相談先 | 7 特にない |
| 4 働くことに関する相談先 | 8 その他 () |

問25 あなたは「18歳の壁」という概念を知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問26 問25で「知っている(1)」と回答した方にお聞きします。あなたは、どのようなことが課題と思いますか。

7 相談・情報について

問27 あなたには、日常生活で困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1 身の回りのことが十分できない | 9 外出について困っている |
| 2 健康状態に不安がある | 10 就労について困っている |
| 3 住まいについて困っている | 11 経済的に不安がある |
| 4 緊急時の対応に不安がある | 12 将来に不安がある |
| 5 利用できる日中活動の場がない | 13 特にない |
| 6 余暇活動や遊ぶことが十分できない | 14 その他 () |
| 7 スポーツ・レクリエーションが十分できない | |
| 8 日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない | |

問28 あなたは、^{じょうほう}情報^{にゆうしゆ}を入手したり、コミュニケーションをとるうえで^{こま}困ることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 ^{あんないひょうじ}案内表示がわかりにくい
- 2 ^{おんせいじょうほう}音声情報^もや^{じじょうほう}文字情報^{すく}が少ない
- 3 ^{とう}パソコン・^{づか}タブレット等の^{かた}使い方がわからない
- 4 Web (ホームページ) が^{おんせい}音声読み上げソフトや^{かくだい}拡大ソフトに^{たいおう}対応していない
- 5 ^{といあわ}問合せ先の^{さき}情報^{じょうほう}に^{ばんごう}FAX番号や^{きさい}メールアドレスの記載がない
- 6 ^{あいて}相手と^{ちよくせつかお}直接顔を^あ合わせて^{はな}話すのが^{にがて}苦手
- 7 うまく^{はなし}話や^{しつもん}質問ができない、^{じぶん}自分の^{おも}思いを^{つた}伝えることを^{ひか}控えてしまう
- 8 ^{あいて}相手が^{かいじょしゃ}介助者と^{はな}話してしまう
- 9 ^よ読むことが^{むづか}難しかったり、^{ふくざつ}複雑な^{ぶんしやうひょうげん}文章表現が^{かんたん}わかりにくい(簡単でわかりやすい文章にしてほしい)
- 10 ^{むづか}難しい^{ことば}言葉や^{はやくち}早口で^{はな}話されると^{ていねい}わかりにくい(ゆっくり丁寧な説明がほしい)
- 11 ^{じやうきやうはんたん}状況判断が^{こんなん}困難なので、^{せつめい}説明されても^{あいて}相手の^{いし}意思や^{じょうほう}情報^{ただ}を^{はあく}正しく把握できない
- 12 その他()
- 13 ^{とく}特に^{こま}困ることはない

問29 あなたや^{ほごしや}保護者^{かた}の方は、^{ふだんこま}普段^{だれ}困ったときに^{そうだん}誰に相談していますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1 ^{どうきよ} 同居の ^{かぞく} 家族 | 12 ^{しゃかいふくしきやうぎかい} 社会福祉協議会 |
| 2 ^{べつきよ} 別居の ^{かぞく} 家族・ ^{しんぞく} 親族 | 13 ^{しんたいしやうがいしやそうだんいん} 身体障害者相談員・ ^{ちてきしやうがいしやそうだんいん} 知的障害者相談員 |
| 3 ^{ゆうじん} 友人・ ^{ちじん} 知人(^{しょう} 障がい者) | 14 ^{そうだんしえんじぎやうしよ} 相談支援事業所 |
| 4 ^{ゆうじん} 友人・ ^{ちじん} 知人(^{けんじやうしや} 健常者) | 15 ^{じどうはったつしえん} 児童発達支援センター(^{さいたまけん} 埼玉県・ ^{がくえん} あすなろ学園など) |
| 5 ^{きんじよ} 近所の人 | 16 ^{ほけんじよ} 保健所 |
| 6 ^{きかんそうだんしえん} 基幹相談支援センター | 17 ^{ふくしほけん} 福祉保健センター |
| 7 ^し 市の ^し ケースワーカー | 18 ^{なんびやうそうだんしえん} 難病相談支援センター |
| 8 ^{しやう} ホームヘルパー | 19 ^{しやだんたい} 障がい者団体・ ^{かぞくかい} 家族会・ ^{かんじやかい} 患者会 |
| 9 ^{ふくししせつ} 福祉施設の ^{しよくいん} 職員 | 20 ^{がっこう} 学校・ ^{ようちえん} 幼稚園・ ^{ほいくしよ} 保育所の ^{きやうしよくいん} 教職員 |
| 10 ^{いりやうかんけいしや} 医療関係者 | 21 ^{そうだん} 相談したいができない、 ^{ひと} できる人がいない |
| 11 ^{みんせいいいん} 民生委員・ ^{じどういいん} 児童委員 | 22 ^た その他() |

問30 ^{そらだん}相談について、^{こま}困ることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 ^{そらだん}相談相手や^{そらだんまどぐち}相談窓口をどうやって探せばいいかわからない
- 2 ^{そらだん}相談したい内容について、どの^{そらだんまどぐち}相談窓口で取り扱っているのかわからない
- 3 ^{そらだんまどぐち}相談窓口に相談しようとしても、^{せんもんがい}専門外などの理由で^{りゆう}受付^{うけつ}てもらえない
- 4 ^{そらだんまどぐち}相談窓口で相談しても^{まんぞく}満足^{かいとう}のいく回答^{かいとう}がもらえない
- 5 ^{やかん}夜間や^{きゅうじつ}休日などに相談できる^{そらだん}相談窓口^{そらだんまどぐち}がない
- 6 ^{そらだん}相談したいことを自分でうまく^{じぶん}伝える^{つた}ことができない
- 7 ^{ほご}プライバシー保護^{ふあん}に不安がある
- 8 ^{そらだんまどぐち}相談窓口^{とお}が遠い
- 9 その他 ()
- 10 ^{とく}特^{とく}にない

問31 ^{ほごしゃ}あなたや^{かた}保護者の方は、^{ふくし}福祉サービスなどの^{じょうほう}情報^{おも}を、^{にゅうしゅ}主にどこから入手^{にゅうしゅ}していますか。(○はいくつでも)

- 1 ^{こうほう}広報^{とだし}戸田市
- 2 ^{さいたまけんこうほう}埼玉県広報「^{さい}彩^{くに}の国だより」
- 3 ^{しょうがいしゃふくし}障害者福祉のしおり
- 4 ^し市のパンフレットなど
- 5 ^し市のホームページ
- 6 ^たその他のホームページ
- 7 ^{テレビ}テレビ・ラジオ
- 8 ^{しんぶん}新聞・^{しょせき}書籍
- 9 ^{えすえぬえす}SNS (ツイッターなど)
- 10 ^{がっこう}学校・^{ようちえん}幼稚園・^{ほいくしよ}保育所
- 11 ^{しやくしよ}市役所
- 12 ^{いりょうきかん}医療機関
- 13 ^{ふくししせつ}福祉施設
- 14 ^{そらだんしえんじぎょうしよ}相談支援事業所 (わかば・つばさ・ひかりなど)
- 15 ^{ほけんじよ}保健所
- 16 ^{ふくしほけん}福祉保健センター
- 17 ^{なんびょうそらだん}難病相談・^{しえん}支援センター
- 18 ^{しょう}障がい者団体・^{しゃだんたい}家族会・^{かそくかい}患者会・^{かんじやかい}患者会
- 19 ^{ゆうじん}友人・^{ちじん}知人
- 20 ^{とく}特^{とく}にない
- 21 その他 ()

問32 ^{りよう}あなたはパソコンやスマートフォンなど、どのように利用^{りよう}していますか。(○はいくつでも)

- 1 ^{ゆうじん}友人や^{ちじん}知人との^{れんらく}連絡
- 2 ^{けいさん}計算や^{ぶんしやう}文章、^{とう}グラフ等の^{さくせい}作成
- 3 ^{おも}主にゲームやSNS
- 4 ^{りよう}利用していない

※使い方がわからない時は、^{つか}誰^{かた}に^わ教えてもらいますか。

()

8 権利擁護・障がい理解について

問33 あなたや保護者の方は、あなたの障がいのことで差別や人権侵害を受けていると、どのような場面で感じるでしょうか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|----------------|-----------|
| 1 学校・療育・保育の場 | 5 病院などの医療機関 | 9 差別や人権侵害 |
| 2 まちなか | 6 家族・親戚づきあい | は感じない |
| 3 商業施設 | 7 住んでいる地域や地域活動 | 10 その他 |
| 4 スポーツ・余暇活動 | 8 住まいを探すとき | () |

問34 あなたには、障がいがあることを理由とした差別を受けたり、見たりしたことに対して、相談できる人や場所がありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1 同居の家族 | 12 社会福祉協議会 |
| 2 別居の家族・親族 | 13 身体障害者相談員・知的障害者相談員 |
| 3 友人・知人（障がい者） | 14 相談支援事業所 |
| 4 友人・知人（健常者） | 15 児童発達支援センター（埼玉県・あすなろ学園など） |
| 5 近所の人 | 16 保健所 |
| 6 基幹相談支援センター | 17 福祉保健センター |
| 7 市のケースワーカー | 18 難病相談・支援センター |
| 8 ホームヘルパー | 19 障がい者団体・家族会・患者会 |
| 9 福祉施設の職員 | 20 学校・幼稚園・保育所の教職員 |
| 10 医療関係者 | 21 相談したいができない、できる人がいない |
| 11 民生委員・児童委員 | 22 その他（ ） |

問35 あなたは障害者差別解消法についてご存じでしたか。（○はひとつ）

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 名前も内容も知っていた | 3 名前も内容も知らなかった |
| 2 名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった | |

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別をなくし、共生社会を実現することを目的とした法律です。障がいを理由とした差別的な取扱いの禁止や、社会的障壁（バリア）をなくすための合理的な配慮などについて定めています。

問36 あなたは虐待（疑いを含む）を受けたことはありますか（○はひとつ）

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

問37 あなたは、学校などや身内、障害者福祉施設や通所事業所などの職員から虐待を受けたとしたら、どこ（誰）に相談しますか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------------------|------------------------|
| 1 こども家庭相談センター | 7 警察 |
| 2 児童相談所 | 8 先生や施設の職員 |
| 3 障害者虐待防止センター
(基幹相談支援センター) | 9 虐待通報ダイヤル（#7171） |
| 4 相談支援事業所 | 10 児童相談所虐待ダイヤル（189） |
| 5 民生委員・児童委員 | 11 その他（ ） |
| 6 市役所のケースワーカー | 12 どこ（誰）に相談すれば良いかわからない |

問38 あなたや保護者の方は成年後見制度についてご存じでしたか。（○はひとつ）

- すでに利用している
- 名前も内容も知っていた
- 名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった
- 名前も内容も知らなかった
- 利用したいができなかった、または利用したくない

※5を選んだ方は、その理由は何ですか。

理由（ ）

成年後見制度 障がいなどの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

問39 あなたや保護者の方は、障がいや障がい者についての理解を広げるためには、どのようなことが大切だと思いますか。（○はいくつでも）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 小さい頃から障がい児と交流すること | 8 障がい理解のための広報・P R |
| 2 障がい児が地域の学校で学ぶこと | 9 障がい者自身が情報発信すること |
| 3 障がい者が地域の活動に参加すること | 10 支援グループやボランティアの育成 |
| 4 障がい者がさまざまな職場で働くこと | 11 障害者差別解消法の周知 |
| 5 学校での障がいに関する教育 | 12 わからない |
| 6 地域での障がいに関する啓発 | 13 特にない |
| 7 職場での障がいに関する啓発 | 14 その他（ ） |

9 さいがい 災害について

問40 さいがい 災害などの きんきゅう 緊急時に、どうきょ 同居の かぞく 家族が ばあい 不在の場合やひとりぐらし 一人暮らしの場合、きんじょ 近所にあな
たを たす 助けてくれる ひと 人はいますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 べつきょ 別居の かぞく 家族や しんぞく 親族 | 6 しやくしよ 市役所 (でさき 出先 きかん 機関も ふく 含む) の ひと 人 |
| 2 ゆうじん 友人・ちじん 知人 | 7 えんじよ 援助して くれる ひと 人は いない |
| 3 じちかい 自治会・ちようかい 町会 の ひと 人 | 8 とく 特に えんじよ 援助を 必要として いない |
| 4 けいさつ 警察や しようぼうしよ 消防署 の ひと 人 | 9 その他 () |
| 5 ホームヘルパーなど | |

問41 とだ し さいがい じ 戸田市 災害時 要えんごしゃ 援護者 ひなんし 避難 えんせいど 制度に げんざい 現在 とうろく 登録していますか。(○はひとつ)

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 1 とうろく 登録している | 3 せいど 制度 そのものを し 知らない、わからない |
| 2 とうろく 登録していないが、こんご 今後 とうろく 登録したい | 4 とうろく 登録していない |

※ 4 えら 選んだ 方は、その りゆう 理由は何ですか。

理由 ()

とだ し さいがい じ 戸田市 災害時 ようえんごしゃ ひなん 要援護者 避難 えんせいど 支援制度	とうろく しんせいしよ 登録申請書をもとに、し 市が しめい 氏名や しんたい 身体の じようきよう 状況、きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先、じたく 自宅の ちず 地図な どの じようほう 情報を きさい 記載した「こべつけいかく 個別計画」を ちようかい 作成して、ちようかい 自治会・しちかい 自治会や しようぼう 消防、けいさつ 警察に ていきよう 提供し、さいがい 災害時の ひなんし 避難 えんせいど 制度や あんぴかくにん 安否確認を えんかつ 円滑に おこな 行うことを めざ 目指すものです。
---	--

問42 さいがい 災害が お 起こった とき 時に 備え、あなたが し 知っている ことや けいけん 経験した ことは ありますか。
(○はいくつでも)

- 1 ちか 近くの していひなんじよ 指定避難所 (さいがい 災害の けいけん 危険が なくなるまで たいざい 滞在することが できる ばしよ 場所) はどこ
か し 知っている
- 2 さいがい 災害時の さいがい 福祉避難所 (しょう 障がい者や こうれいしゃ 高齢者など はいりよ 配慮を 要する 方を 優先的に 受け入れる
しせつ 施設) が どこか し 知っている
- 3 ぼうさいくんれん 防災訓練に さんか 参加もしくは 誘われた ことがある
- 4 かぞく 家族などと れんらくほうほう 連絡方法を き 決めている (さいがいようでんごん 災害用伝言ダイヤルなど)
- 5 とだ し 戸田市 ハザードブックを知っている
- 6 とだ し ようはいりよしゃ えん 戸田市 要配慮者 支援ガイドブックを知っている
- 7 ぼうさいじようほう 防災情報を含む「いいとだメール」に とうろく 登録している
- 8 ぼうさい 防災ラジオ等の ぼうさい 防災グッズを そな 備えている
- 9 その他 ()
- 10 とく 特にない

問43 あなたは地震などの災害が起きたときのことについて、どのようなことに不安を感じていますか。(〇はいくつでも)

- 1 ひとりでは避難できない
- 2 自分では助けを呼ぶことができない
- 3 近所に助けてくれる人がいないことが不安
- 4 障がい者や高齢者が優先的に避難できる避難所が近くにない
- 5 自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安
- 6 災害についての情報を得るのが難しい
- 7 通勤や通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない
- 8 避難の仕方や、避難する場所がわからない
- 9 避難所の設備が車いすやストマ用装具等の福祉用具の使用に対応しているか不安
- 10 電動車いすや人工呼吸器などを使用するための電源が使えるか不安
- 11 避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい
- 12 いつも服用している薬や医療的ケア等を確保できるか不安
- 13 避難できない、または避難したくないので、自宅に支援物資などを届けてくれるかどうか
- 14 特になし
- 15 その他()

10 自由意見

問44 市の障がい者施策に関するご意見やご要望、困ったこと、感じたことなどをご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

記入した調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに、
令和8年8月14日(金)までに、ポストに投函してください。

戸田市 障がい児・障がい者に係る総合計画 中間見直しのためのアンケート ご協力をお願い

日頃から戸田市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、戸田市では、「戸田市障がい者総合計画（令和6年度～令和11年度）」の中間見直しに取り組むことになりました。この調査は、その基礎資料とするために、障がいのある方やサービス事業者の方などに、サービスの利用状況、今後の意向などをお聞きするために実施するものです。お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、皆様からいただいたご回答内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。ご回答いただいた内容が明らかにされたり、他の目的に使用されるなど、皆様のご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

令和8年〇月

戸 田 市

ご記入にあたって

- ① できるだけサービスの管理者か、それに準じる立場の方がご記入ください。
- ② この調査票で「貴事業所」とあるのは、あて名の事業所のことです。同じ経営主体が運営するその他の事業所等については、回答に含めないでください。
- ③ 質問への回答には、あてはまる番号に○をつけるものや、記入欄に直接ご記入いただくものなどがあります。質問文をよく読んでお答えください。
- ④ 「その他」に回答したときは、（ ）内にその内容を具体的にお書きください。

記入した調査票は、令和8年8月14日（金）までに同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにポストに投函してください。

【お問い合わせ】 戸田市 健康福祉部 障害福祉課

電 話：048-441-1800（内線283、699）

FAX：048-444-5588

1 事業運営について

問1 貴事業所の経営主体は、次のうちどれですか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 社会福祉法人 | 4 特定非営利活動法人 (NPO 法人) |
| 2 医療法人 | 5 その他の法人 |
| 3 株式会社・有限会社 | 6 その他 () |

問2 貴事業所で提供している障害福祉サービス等をお聞きます。(○はいくつでも)

※ 介護サービス等は含めないでください。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 居宅介護 | 15 共同生活援助 |
| 2 重度訪問介護 | (日中サービス支援型グループホーム) |
| 3 同行援護 | 16 施設入所支援 |
| 4 行動援護 | 17 相談支援事業 |
| 5 生活介護 | 18 意思疎通支援 |
| 6 自立訓練 (機能訓練、生活訓練) | 19 移動支援 |
| 7 自立生活援助 | 20 日中一時支援事業 |
| 8 就労移行支援 | 21 地域活動支援センター |
| 9 就労継続支援 (A 型) | 22 児童発達支援 |
| 10 就労継続支援 (B 型) | 23 医療型児童発達支援 |
| 11 就労定着支援 | 24 居宅訪問型児童発達支援 |
| 12 就労選択支援 | 25 放課後等デイサービス |
| 13 短期入所 (ショートステイ) | 26 医療型放課後等デイサービス |
| 14 共同生活援助 (グループホーム) | 27 保育所等訪問支援 |
| | 28 その他 |
| | () |

問3 貴事業所でサービスを提供している利用者数をお聞きます。障がい別にお答えください。 ※障がいの種類がいくつかある方は、主たる障がいに計上し、障がいの種類が重複しないようにしてください。

障がいの種類	人 数	障がいの種類	人 数
身体障がい	人	発達障がい	人
知的障がい	人	高次脳機能障がい	人
精神障がい	人	その他	人
難病患者	人		

問4 貴事業所の令和7年度の事業の収支をお聞きます。(○はひとつ)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 黒字だった | 3 赤字だった |
| 2 ほぼ収支が均衡した | 4 その他 () |

問5 貴事業所を経営していく上で問題となっていることは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 職員の確保が難しい | 8 運転資金の調達が難しい |
| 2 職員の待遇改善ができない | 9 他の事業者との連携が不十分 |
| 3 職員のスキル向上が難しい | 10 行政との連携が不十分 |
| 4 事務作業量が多い | 11 地域の理解を得るのが難しい |
| 5 施設・設備の改善が難しい | 12 特にない |
| 6 制度改正などへの対応が難しい | 13 その他 |
| 7 収益の確保が難しい | () |

2 職員について

問6 貴事業所の業務量に対する、職員の充足状況(人手)についてお聞きます。(○はひとつ)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 非常に余裕がある | 4 やや不足している |
| 2 やや余裕がある | 5 非常に不足している |
| 3 適正である | 6 わからない |

問7 貴事業所では、人材確保のためどのような取り組みをしていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 求人広告などの掲載 | 8 資格取得にかかる費用の助成など |
| 2 ホームページでの広報 | 人材育成制度の充実 |
| 3 就職説明会などの開催及び参加 | 9 実習生・研修生の積極的な受け入れ |
| 4 福祉専門学校等への求人 | 10 ボランティアの積極的な受け入れ |
| 5 人からの紹介 | 11 法人内・法人間での人事異動 |
| 6 賃金の向上 | 12 特にない |
| 7 福利厚生や労働環境の向上 | 13 その他 () |

問8 貴事業所の職員の方は、どのようなことで困っていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 勤務時間が長い | 7 利用者や家族への対応が難しい |
| 2 体力的にきつい | 8 他の関係者との連携が十分に取れない |
| 3 精神的にきつい | 9 必要な事務作業が多い |
| 4 収入が少ない | 10 特にない |
| 5 キャリアアップが難しい | 11 その他 () |
| 6 スキルアップの機会が少ない | |

3 サービスの提供について

問9 貴事業所でサービスを提供する上で、問題となっていることは何ですか。(○はいくつでも)

- 1 量的に、利用者の希望通りに提供できていない
- 2 質的に、利用者の希望通りに提供できていない
- 3 契約やサービス内容についての説明が十分できていない
- 4 利用者や家族とのコミュニケーションが難しい
- 5 困難事例への対応が難しい
- 6 休日や夜間の対応が難しい
- 7 変更やキャンセルが多い
- 8 苦情やトラブルが多い
- 9 特にない
- 10 その他 ()

問10 貴事業所では、サービス利用について、利用者やご家族の方からどのような相談や苦情を受けることがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 利用できるサービスが分かりにくい | 6 サービスの質が良くない |
| 2 市役所での手続きが大変 | 7 利用者負担が大きい |
| 3 利用できる回数や日数が少ない | 8 特にない |
| 4 利用日などが希望通りにならない | 9 その他 () |
| 5 利用したいサービスが利用できない | |

問11 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 内部の研修や講習会の開催 | 8 事業者独自の評価の実施 |
| 2 外部の研修や講習会への職員の派遣 | 9 利用者による評価の実施 |
| 3 職員の自主学習への支援 | 10 第三者機関の評価の実施 |
| 4 困難事例のケース検討会などの開催 | 11 事故防止対策の立案 |
| 5 サービス提供マニュアルの作成 | 12 利用者への説明の徹底 |
| 6 緊急時マニュアルの作成 | 13 特にない |
| 7 苦情や相談の受付体制の整備 | 14 その他 () |

問 12 貴事業所では、今後新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。(○はいくつでも) ※介護サービス等は含めないでください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 居宅介護 | 15 共同生活援助 |
| 2 重度訪問介護 | (日中サービス支援型グループホーム) |
| 3 同行援護 | 16 施設入所支援 |
| 4 行動援護 | 17 相談支援事業 |
| 5 生活介護 | 18 意思疎通支援 |
| 6 自立訓練(機能訓練、生活訓練) | 19 移動支援 |
| 7 自立生活援助 | 20 日中一時支援事業 |
| 8 就労移行支援 | 21 地域活動支援センター |
| 9 就労継続支援(A型) | 22 児童発達支援 |
| 10 就労継続支援(B型) | 23 医療型児童発達支援 |
| 11 就労定着支援 | 24 居宅訪問型児童発達支援 |
| 12 就労選択支援 | 25 放課後等デイサービス |
| 13 短期入所(ショートステイ) | 26 医療型放課後等デイサービス |
| 14 共同生活援助(グループホーム) | 27 保育所等訪問支援 |
| | 28 その他 |
| | () |

問 13 国は、計画における基本指針の見直しにより、障がい者の地域における生活の維持及び継続を進めるために、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を求めています。事業所では、日中サービス支援型共同生活援助サービスへの新規参入について、どのようにお考えですか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1 具体的に参入を検討したい | |
| 2 制度の内容や条件等によっては参入を検討する可能性がある | |
| 3 現時点では何とも言えない | |
| 4 参入の可能性はない | 5 その他 () |

問 14 貴事業所が新規サービスに参入する上で課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1 新たな職員の確保 | 5 施設や事業所の確保 |
| 2 障がいに対応できる職員の能力育成 | 6 収益性の確保 |
| 3 新規サービスのノウハウの獲得 | 7 特にない |
| 4 参入資金の調達 | 8 その他 () |

問 15 貴事業所では、今後の障がい者施策について、どのようなことを期待していますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 障がい者の経済的負担の軽減 | 6 福祉人材の確保の推進 |
| 2 自立支援給付費の見直し | 7 事務手続きの簡素化 |
| 3 地域生活基盤の整備の推進 | 8 支給決定方法の見直し |
| 4 一般就労の推進 | 9 特にない |
| 5 福祉的就労における工賃の向上 | 10 その他 () |

問 16 平成 30 年 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。
貴事業所では、障がい者施策として、文化芸術活動に取り組んでいますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 現在すでに取り組んでいる | 3 今後もし取り組む予定はない |
| 2 今後は取り組む予定がある | 4 その他 () |

問 17 戸田市地域自立支援協議会についてお聞きます。(○はひとつ)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 会議の役割や機能を知っている | 3 存在を知らない |
| 2 存在は知っている | 4 その他 () |

※問 17 で 1 または 2 を選択された方にお伺いします。

問 18 戸田市地域自立支援協議会に期待することは次のうちどれですか。
(○はいくつでも)

- 1 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
- 2 地域の関係機関によるネットワーク構築
- 3 困難事例への対応の在り方に対する協議や調整
- 4 地域の社会資源の開発、発信
- 5 構成員の資質向上の場として活用
- 6 権利擁護に関する取組の展開
- 7 委託相談支援事業者や重度包括支援事業等の評価
- 8 その他 ()

問 19 戸田市の地域生活支援拠点等についてお聞きます。(○はひとつ)

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1 必要な機能を知っており、事業所として登録している | 4 存在を知らない |
| 2 必要な機能は知っているが、事業所として登録していない | 5 その他 |
| 3 存在は知っている | () |

問 20 障がい者本人を中心とした支援ネットワークを構築するにあたって、不足していると感じるものはありますか。(記述式)

4 自由意見

問 21 市の障がい者施策に関するご意見やご要望、困ったこと、感じたこと、利用者からの声などをご自由にお書きください。

ご回答ありがとうございました。

記入した調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、切手を貼らずに、

令和8年8月14日(金)までに、ポストに投函してください。

戸田市地域自立支援協議会の活動について

1 地域自立支援協議会の開催状況及び概要

令和 7 年度第 4 回 令和 8 年 2 月 2 1 日	(1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告について →市内事業所 1 件から報告を受け、質疑応答 (2) 虐待防止と権利擁護について →3 事例を題材に個別ケースとしてではなく事例を通した気づきを共有 (3) 専門部会等の報告
令和 8 年度第 1 回 令和 8 年 5 月 2 1 日	(1) 施策の評価について (2) 戸田市障がい者総合計画の中間見直しについて →施策協に併せて、自立協でも意見交換をすることを確認 (3) 令和 8 年度戸田市地域自立支援協議会および専門部会の活動について (4) 令和 7 年度の虐待対応・権利擁護実績について →戸田市は令和 5 年度以降、通報件数は減少傾向、虐待判断の件数は増加（身体的虐待が多い）。埼玉県全体でも同様だが、施設従事者等による虐待が年々増加傾向。 (5) 虐待防止・権利擁護について →各委員より日ごろの支援の中で感じる虐待、権利擁護に関する事例を共有。今後、自立協で取り扱う。

2 各専門部会の活動概要

(1) 医療的ケア児者支援部会

目 的	医療的ケアの必要な障害児者の支援体制について協議
構 成 員	医療・教育・保育・療育関係、行政、自立協委員等
活動状況	令和 7 年度テーマ：「医療的ケア児者に向けた支援機関とつながる手引きを作成する。」 令和 7 年度第 2 回：令和 8 年 1 月 2 1 日 ・医療的ケア児者支援ガイドブック作成について途中経過の共有と意見交換 ・災害時について避難所の状況等を情報共有 令和 8 年度テーマ：「ガイドブックの作成」 ※令和 8 年度については書面開催含む全 3 回の開催を予定。

(2) 障害者就労推進部会

目 的	本市の障害者就労（一般就労、福祉的就労）についての検討及び戸田市企業情報交換会等の就労に関する情報共有
構 成 員	教育、就労支援、通所系事業所、商工会、行政、自立協委員等
活動状況	令和 7 年度テーマ：「福祉的就労者が一般就労していくための現状を研究する。」 令和 7 年度第 2 回：令和 8 年 2 月 1 6 日～令和 8 年 2 月 2 7 日【書面開催】 ・委員よりプロセスマップに関する意見を募り、軽微な修正について対応 ・令和 8 年度に今後のあり方（媒体や掲載内容）を検討 令和 8 年度テーマ：「プロセスマップをブラッシュアップする」 ※令和 8 年度については冬ごろ開催予定（開催日調整中）

※障害者虐待対応部会は令和 7 年度をもって廃止し、今年度から自立協にて協議する